

平成 28 年 度

愛知県交通安全実施計画

愛知県交通安全対策会議



はじめに

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項に基づいて作成した「第10次愛知県交通安全計画」（平成28年度～32年度）の基本方針に従って、平成28年度における県内の陸上交通の安全に関し、国、県、県警、公社等が講ずべき施策を計画的に推進するために作成したものです。

本県における交通事故情勢は、平成27年中の負傷者数、人身事故件数はともに5年連続減少したものの、交通事故死者数は213人と、前年に比べ9人増加いたしました。

また、死者数は13年連続の全国ワースト1位であり、未だ多くの方々が交通事故で負傷されている厳しい状況にあります。

交通事故を取り巻く情勢は、超高齢社会を迎え、高齢者に対する交通安全対策が特に重要な課題となっております。

一瞬にして尊い命を奪い、平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、私たち愛知県民の切なる願いであり、人命尊重の理念の下に、「交通事故のない社会」を実現するためには、交通安全の諸施策を効果的かつ強力に推進していかなければなりません。

このため、愛知県交通安全対策会議を構成する各実施機関は、相互に緊密な連携を図りつつ、市町村を始め関係機関・団体の協力の下に、第10次愛知県交通安全計画に掲げた目標の達成に向けて、この実施計画の着実な推進に努めるものです。

平成28年6月

愛知県交通安全対策会議会長

愛知県知事 大村 秀章

目 次

I	平成28年度愛知県交通安全実施計画の目標	1
II	愛知県の交通事故の現況	3
III	講じようとする施策	
	第1節 道路交通環境の整備	
	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	7
	2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	10
	3 幹線道路における交通安全対策の推進	10
	4 交通安全施設等整備事業の推進	16
	5 歩行者空間のバリアフリー化	21
	6 無電柱化の推進	21
	7 効果的な交通規制の推進	22
	8 自転車利用環境の総合的整備	23
	9 高度道路交通システムの活用	25
	10 交通需要マネジメントの推進	27
	11 災害に備えた道路交通環境の整備	28
	12 総合的な駐車対策の推進	30
	13 道路交通情報の充実	33
	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	39
	第2節 交通安全思想の普及徹底	
	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	42
	2 効果的な交通安全教育の推進	49
	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	50
	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	62
	5 住民の参加・協働の推進	64
	第3節 安全運転の確保	
	1 運転者教育等の充実	66
	2 適正な運転免許行政の推進	70
	3 安全運転管理の推進	72
	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	73
	5 交通労働災害の防止等	77
	6 道路交通に関連する情報の充実	78

第4節	車両の安全性の確保	
1	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	81
2	自動車アセスメント情報の提供等	81
3	自動車の検査及び点検整備の充実	82
4	リコール制度の充実・強化	83
5	自動車安全に係る技術開発等の推進	84
6	自転車の安全性の確保	85
第5節	道路交通秩序の維持	
1	交通の指導取締りの強化等	86
2	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	88
3	暴走族等対策の推進	89
第6節	救助・救急活動の充実	
1	救助・救急体制の整備	93
2	救急医療体制の整備	98
第7節	被害者支援の充実と推進	
1	自動車損害賠償保障制度の充実等	99
2	損害賠償の請求についての援助等	99
3	交通事故被害者支援の充実強化	100
第8節	研究開発及び調査研究の充実	
1	道路交通の安全に関する研究開発の推進	103
2	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	105
第9節	鉄道交通の安全	
1	鉄道交通環境の整備	106
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	107
3	鉄道の安全な運行の確保	107
4	救助・救急活動の充実	112
5	被害者支援の推進	112
6	鉄道事故等の原因究明と再発防止	112
第10節	踏切道における交通の安全	
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	113
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	113
3	踏切道の統廃合の促進	114
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	114

用語解説	115
IV 参考	
都道府県別交通事故死者数（平成27年中）	119
都道府県別事故率ワースト順位（平成27年中死者数）	120
交通安全対策基本法（抜すい）	121
愛知県交通安全対策会議条例	122
愛知県交通安全対策会議運営要綱	123
愛知県交通安全対策会議委員名簿	124
愛知県交通安全対策会議幹事名簿	125
愛知県交通安全条例	126

I 平成28年度愛知県交通安全実施計画の目標

I 平成28年度愛知県交通安全実施計画の目標

1 実施計画推進への取組

本計画は、第10次愛知県交通安全計画(平成28年度～32年度)に従い、平成28年度における本県の交通安全の具体的な施策を定めたもので、関係する諸機関、諸団体等は、相互に連携をとって、この計画に定める諸施策を総合的かつ効果的に推進していくものとする。

2 実施計画の目標

交通事故のない社会を実現することが究極の目標であるが、本県の交通事故情勢等を踏まえ、本計画に定める諸施策を確実に実施することにより、死者数を始め負傷者数、人身事故件数を第10次愛知県交通安全計画に掲げる目標の達成に向けて着実に減少させることを目標とする。

第10次愛知県交通安全計画に掲げる目標

「平成32年までに年間の24時間死者数を155人以下、
交通事故死傷者数を39,000人以下とする。」

II 愛知県の交通事故の現況

II 愛知県の交通事故の現況

1 過去5年間における交通事故発生状況

本県の交通事故発生状況の推移を見ると、過去5年間における死者数の増減率は平均して-4.1%と、全体としては減少傾向であるものの、平成27年の死者数は前年より9人増加している。また、13年連続して全国ワースト1位であった。

死傷者数及び人身事故件数については、前年より減少したものの、全国ワースト1位であった。

全国ワースト1位の要因として

- ・自動車保有台数、道路実延長及び運転免許人口の交通関係指標が全国的に見て高いこと
- ・自家用自動車への依存度が他の大都市圏に比べて高いこと

等の本県独自の交通環境が影響していることが考えられる。

【過去5年間における交通事故発生状況等】

【愛知県】

区分		年				
		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
自動車保有台数(千台)		4,998 (100)	5,049 (101)	5,091 (102)	5,145 (103)	5,177 (104)
運転免許人口(千人)		4,946 (100)	4,977 (101)	5,013 (101)	5,040 (102)	5,062 (102)
人 口(千人)		7,420 (100)	7,426 (100)	7,435 (100)	7,445 (100)	7,461 (101)
高齢者(千人)		1,516 (100)	1,578 (104)	1,647 (109)	1,713 (113)	1,763 (116)
人身事故	件数(件)	① 50,117 (100)	① 49,651 (99)	① 48,949 (98)	① 46,131 (92)	① 44,369 (89)
	死者数(人)	① 276 (100)	① 235 (85)	① 219 (79)	① 204 (74)	① 213 (77)
	負傷者数(人)	① 61,651 (100)	① 61,576 (100)	① 60,867 (99)	① 57,183 (93)	① 55,070 (89)

【全国】

死者数(人)	4,663 (100)	4,411 (95)	4,373 (94)	4,113 (88)	4,117 (88)
--------	-------------	------------	------------	------------	------------

(注) ・人口は、各年10月1日現在(愛知県:あいちの人口(推計))

- ・運転免許人口は、各年12月末現在(愛知県警察:愛知県の運転免許人口)
- ・自動車保有台数は、各年12月末現在(愛知運輸支局:自動車保有車両数)
- ・()内は、指数を示し、平成23年を100とする。
- ・死者数の○数字は、全国ワースト順位を示す。

2 平成27年中の交通事故発生状況

県内で発生した死亡事故の死者は、213人で前年と比べ9人増加した。

【平成27年中の交通事故発生状況】

区分	人(件)数		前年比	増減率
	平成27年	平成26年		
死者数	213人	204人	+9人	+4.4%
負傷者数	55,070人	57,183人	-2,113人	-3.7%
人身事故件数	44,369件	46,131件	-1,762件	-3.8%

3 平成27年中の交通死亡事故の特徴

(1) 年齢別

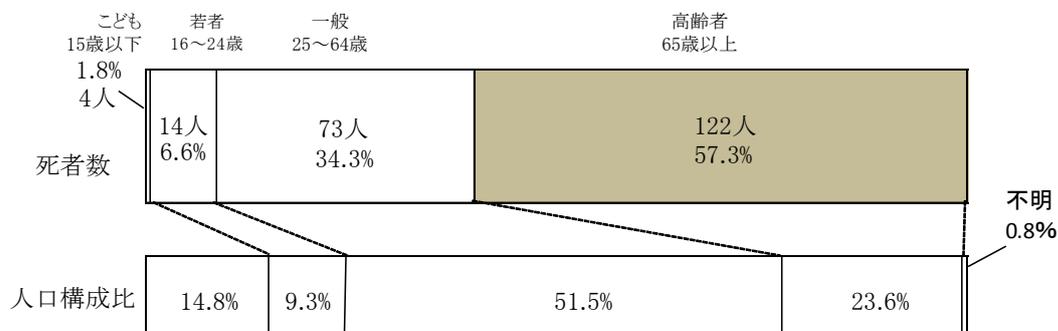
高齢者の死者は122人(前年対比+1人)で、全死者の57.3%と約6割を占め、人口構成比23.6%の2.4倍の高い割合となった。

高齢者の当事者別では、歩行者(55人)と自転車(35人)を併せて約7割を占めた。

歩行者・自転車のうち、免許の未保有者が8割を超え、自宅から500m以内で事故に遭った者が約5割を占めた。

事故類型別では、横断中(37人)に多発している。

【年齢別の交通事故死者数及び人口構成比】



(注)人口は、平成27年10月1日現在(愛知県:あいちの人口(推計))

【高齢者の交通死亡事故発生状況】

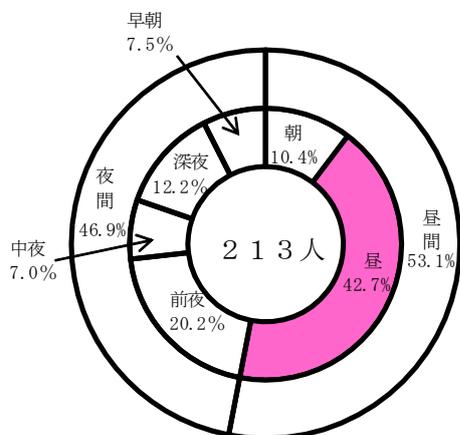
当事者別(高齢者)	死者数	構成率
歩行者	55人	45.1%
自転車	35人	28.7%
原付	5人	4.1%
自動二輪	4人	3.3%
四輪車	22人	18.0%
その他	1人	0.8%

事故類型別(高齢者)	死者数	構成率
横断中	37人	30.3%
出合頭	32人	26.2%
車両単独	20人	16.5%
正面衝突	6人	4.9%
その他	27人	22.1%

(2) 時間帯別

昼(AM9～PM6)が、91人で最多であった。

【時間帯別の交通事故死者数】



		区分	死者数	構成率	増減数
昼間	53.1%	朝 (A6～A9)	22	10.4%	-11
		昼 (A9～P6)	91	42.7%	1
夜間	46.9%	前夜 (P6～P10)	43	20.2%	12
		中夜 (P10～A0)	15	7.0%	1
		深夜 (A0～A4)	26	12.2%	4
		早朝 (A4～A6)	16	7.5%	2

(3) 道路形状別

交差点の死亡事故は、104件(104人)で、全国最多で、構成率(48.8%)は、全国平均の35.6%より高く、全国3位であった。

当事者別では、歩行者(39人)と自転車(32人)を合わせて約7割を占めた。

事故類型別では、出合頭が44件(42.3%)、横断中が36件(34.6%)で多発した。

【道路形状別の交通事故発生状況】

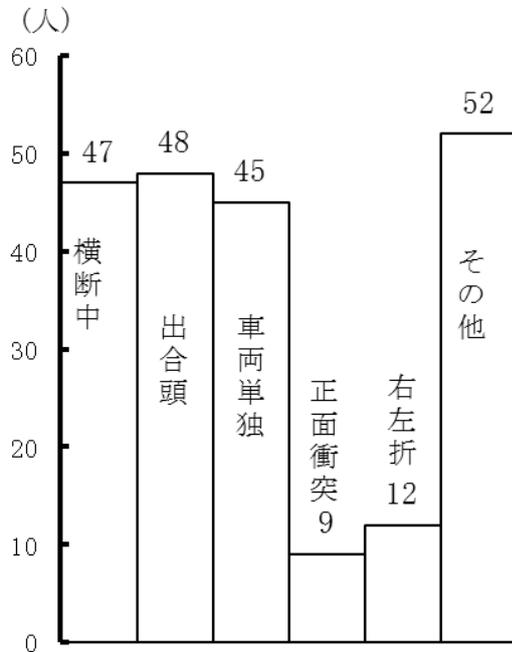
交差点 104件 (48.8%)					
大交差点	中交差点	小交差点	交差点付近	単路	その他
22件 10.3%	61件 28.6%	21件 9.9%	28件 13.1%	74件 34.7%	7件 3.4%

- (注) 大交差点 …… 第一当事者進入路の道路幅員が13m以上
 中交差点 …… 第一当事者進入路の道路幅員が5.5m以上13m未満
 小交差点 …… 第一当事者進入路の道路幅員が5.5m未満
 交差点付近 …… 交差点の側端から30m以内

(4) 事故類型別

出合頭及び車両単独が増加した。

【事故類型別の交通事故死者数】



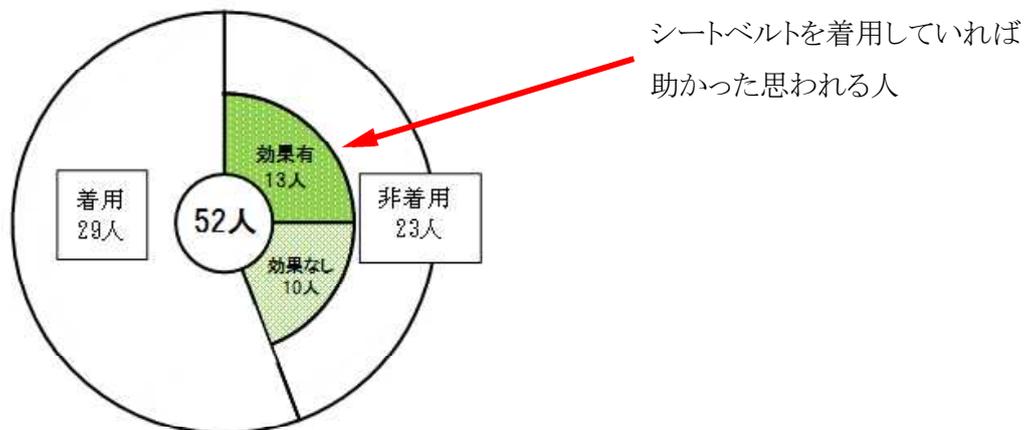
区分 事故類型	(人)		
	年計	増減数	増減率
横断中	47	-4	-7.8%
出合頭	48	11	+29.7%
車両単独	45	6	+15.4%
正面衝突	9	1	+12.5%
右左折	12	-8	-40.0%
その他	52	3	+6.1%
計	213	9	+4.4%

(注) その他は、追突、路上作業中、工作物衝突など

(5) シートベルト着用状況

平成27年中の四輪車乗車中の死者52人のうち、シートベルト非着用者は23人(44.2%)で、このうちシートベルトを着用していれば助かったと思われる人は、13人(56.5%)であった。

【四輪車乗車中死者のシートベルト着用状況】



Ⅲ 講じようとする施策

第 1 節 道路交通環境の整備

項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(1) 生活道路等における交通安全対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、国、県、市町村、地域住民等が連携し、幹線道路へ自動車交通を転換させるとともに、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる歩行空間の確保を図る。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

- (1) ビッグデータ化したプローブ情報※1を活用して、登録された生活道路の対策エリアにおける自動車の速度に関する情報や抜け道利用に関する情報、急挙動情報を提供するとともに、交通安全の辺地診断を行いうる有識者等の斡旋を行う。

(県道路維持課)

- (2) 歩行者と自転車の通行を優先するエリアの形成に向け、外周幹線道路の交通を円滑化する交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭窄の設置等により、エリア内への通過車両を抑制する対策を推進する。また、公安委員会が決定する交通規制や交通管制との連携を強化し、エリア内の生活道路において、市町村等によるハンプやクランクの整備等、車両速度を抑制する対策を促進する。

北名古屋市始め 25市 31地区

(警察本部交通部)

- (3) 自動車の通行よりも歩行者と自転車の安全確保が優先されるべき一定の区域について、最高速度30km/hの区域規制等を始め、道路管理者の事業も組み合わせ、通過交通や自動車の走行速度の抑制をコンセプトとする生活道路対策を推進する。(施策名：ゾーン30)
- (4) ゾーン30の区域内を中心に道路標識・道路標示の整備等の安全対策を推進する。
- (5) 生活関連経路を構成する道路を中心に視覚障害者用付加装置、高齢者等感応化等のバリアフリー対応型信号機を整備する。
- (6) 歩行者と自動車の流れを分離して、歩行者と自動車の事故を防止する歩車分離式信号を整備する。

項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県地域安全課、県道路維持課、県教委健康学習室、警察本部交通部
細目	(2) 通学路等における交通安全の確保	

1 計画の実施方針及び重点施策

通学路における交通安全を確保するため、教育委員会、学校、警察、PTA、道路管理者等が連携し、通学路交通安全プログラムに基づき、定期的な合同点検を実施するとともに、PDCAサイクルを構築し、ハード・ソフト両面から、対策の検討・実施・効果把握・改善の取組を継続的に推進する。

また、通学路における児童、生徒等の交通安全を確保するため、通学路におけるドライバーに対する交通安全対策普及啓発活動を推進する。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 通学路安全対策に関する推進体制に参画し、合同点検等の機会において危険箇所を抽出して対策を実施するなど、公安委員会、教育委員会、学校及び道路管理者等の関係機関・団体と連携した継続的な通学路の交通安全確保に向けた取組を推進する。

(2) 歩道拡幅整備等により通学路の安全確保を図る。

- ・国道153号線 力石歩道整備事業(豊田市)
- ・国道153号線 山口地区歩道整備事業(瀬戸市)

(県地域安全課)

(3) 通学路の交通安全対策を円滑に実施するため、市町村通学路安全推進会議の効果的な運用を県教育委員会と連携し、市町村に働きかけていく。

(4) 通学時間帯における企業の交通安全活動の推進 280千円

児童の通学時間帯に、サイン板等を活用した立哨活動により啓発活動を実施する企業等を募集し、啓発資材を提供することにより企業の交通安全活動の支援を行い、通学路における交通事故の防止を図る。

(5) 広報啓発活動の推進

ドライバーに対して、広報媒体の活用、啓発キャンペーンの実施及び「交通安全スリーS運動」の推進により効果的な広報啓発を実施する。

S t o p (ストップ) 信号や一時停止の遵守、横断歩道や交差点では歩行者優先、飲酒運転の根絶

S l o w (スロー) 交差点での徐行運転、子ども・高齢者接近時の減速運転

S m a r t (スマート) シートベルト全席着用の徹底、思いやりあるスマートな運転

(県道路維持課)

(6) 通学路の歩道整備を推進するとともに、路肩のカラー舗装、防護柵の設置等の対策を機動的に実施する。

一般国道301号 新城市始め 46箇所

(県教委健康学習室)

(7) 市町村教育委員会に対して、関係機関と連携した市町村通学路安全推進会議の効果的な運用を働きかけ、同会議を中心に対策を検討するよう依頼する。

(8) 実践的安全教育総合支援事業(文部科学省委託事業) 1,351千円

常滑市をモデル地域とし、通学路の合同点検等を行い、危険箇所の安全対策の改善を図るとともに、交通安全の意識や技能を高めるための教育手法の開発を行い、成果発表会等の機会を通して市町村に情報提供する。

(県警本部交通部)

(9) ゾーン30の整備

通学路を含む生活道路が集積する一定の区域において、生活道路における交通安全対策であるゾーン30の整備が効果的と認められる場合、道路管理者と連携し、通学路対策を視野に入れたゾーン30の整備を積極的に推進するとともに、ゾーン30の区域内を中心に道路標識・標示の整備等の安全対策を推進する。

(10) 運転者教育の推進

自動車運転者に対する交通安全教育として、運転免許更新時の講習や企業等における交通安全教室等により、通学路での安全な通行方法等に係る交通安全教育を推進する。

(11) 通学路等における交通指導取締り

自動車運転者に対して児童に対する保護意識を醸成し、より安全な通学路を確保するため通学路を始め、通学児童が利用する生活道路及び周辺道路において、通行禁止違反等の各種交通指導取締りを実施する。

項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	

1 計画の実施方針及び重点施策

高齢者や障害者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

2 計画の内容

(中部地方整備局、県道路維持課)

(1) 歩行者空間等の整備

歩行者及び自転車利用者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、歩行空間の整備、改善及び自転車利用環境の整備等を推進する。

主要地方道岡崎碧南線 碧南市始め 73箇所

(警察本部交通部)

(2) 高齢者対策の推進

高齢者の安全を確保するための通行禁止規制、高齢運転者等専用駐車区間の設置等の交通規制のほか、道路標識・標示の整備、信号灯器のLED化、視覚障害者用付加装置の整備を推進する。

項目	2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	(実施機関) 警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。</p> <p>2 計画の内容 高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するため、インターチェンジ等の増設による利用しやすい環境を整備するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。</p>		

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局
細目	(1) 愛知県事故ゼロプランの推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通安全に資する道路整備事業の実施にあたって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、最少の予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「愛知県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 事故ゼロプランの取組 事故発生状況の分析結果と地元の声をもとに抽出した改善すべき道路構造に対し、重点対策メニューの検討・対策を実施する。また、対策実施箇所に対して、事前・事後調査に基づく評価を行い、重点対策メニューの見直しを行う等、継続的に改善を行う。</p> <p>(2) ビッグデータの活用 交通事故対策について、ビッグデータなど科学的データを活用した分析により計画立案・評価・見える化を推進する。</p>		

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(2) 事故危険箇所対策等の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

幹線道路において、特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や自動車の走行データを活用し、潜在的な危険区間にも着目して事故危険箇所として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して重点的・集中的に事故抑止対策を実施する。対策の実施に際しては、交通事故の発生状況や危険な運転行動の抑制状況に着目して、対策の立案・実施・効果検証・改善のPDCAサイクルにより効率的・効果的な実施に努める。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

- (1) 近年の事故データを基に、事故の発生割合の大きい区間とビッグデータ化したプローブ情報※1の活用から抽出された潜在的な危険区間より平成28年度に新たに選定した事故危険箇所について、平成32年度までに事故データの客観的な分析による事故原因の検証を実施し、効果的な事故防止対策を実施する。

(県道路維持課)

- (2) 事故危険箇所について、交通事故データや自動車の走行データに基づき、事故原因等を分析し、交差点改良を推進するとともに、カラー舗装や路面標示等の事故抑制対策を推進する。
また、事故危険箇所対策を補完するために、計画期間内に道路交通の変化などにより新たに生じる事故多発交差点を監視・抽出し、緊急事故多発交差点対策を機動的に実施する。平成28年度は、平成26年度に死傷事故が多発した交差点の対策を実施する。

主要地方道春日井一宮線 小牧市始め 5箇所

(警察本部交通部)

- (3) 事故多発地点の重点的整備

交通事故が多発している交差点と路線を重点に、街頭活動の強化を図るほか、速度規制を遵守させるための信号制御の見直しや信号交差点における多現示化などの信号機改良、交通規制、交通安全施設の整備を実施するなど、必要な交通事故防止対策を推進する。

また、重大事故につながりやすい出合頭、側面衝突及び歩行者横断中の人身交通事故が多発している交差点について、交通事故等の分析結果に基づき、道路交通環境の改善のほか交通指導取締りや広報啓発活動も含めた総合的な交通事故抑止対策（ACT-45）を推進する。

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(3) 幹線道路における交通規制	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通需要実態に応じた総合的、抜本的な交通渋滞解消対策を推進する。

高速自動車国道等の安全を確保するため交通の状況に応じた交通規制を実施する。

特に、異常気象、重大事故発生時等の交通事情の変化に対応した最高速度規制、通行禁止規制を迅速かつ的確に実施する。

2 計画の内容

(1) 幹線道路ネットワーク等の総合的交通管理の推進

幹線道路の交通実態に即していない交通規制の見直しを実施するとともに、交差点における適正な交通処理、中央分離帯開口部の閉鎖及び道路改良の促進の働き掛け等の諸対策を講じ、幹線道路ネットワーク等の総合的交通管理を推進する。

(2) 道路法に基づく通行禁止又は制限

道路の損壊又は異常気象等により交通の危険が認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、通行の禁止又は制限を実施する。

(3) 交通障害発生時における交通規制の実施

交通事故、交通渋滞等の交通障害が発生した場合は、二次障害を防止するため、その状況に応じた交通規制を迅速かつ的確に実施し、交通情報板等による広報活動を行う。

(4) 道路交通渋滞の解消及び利用者へのサービスの向上等、より良い環境を整備する。

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(4) 重大事故の再発防止	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通死亡事故等の重大事故が発生した場合には、速やかに当該箇所の道路交通環境等の事故発生の要因について調査するとともに、交通安全施設の整備等必要な措置を講じる。

2 計画の内容

交通死亡事故等の重大事故が発生した場合、道路管理者と合同で現場点検、現地検討会(一次点検)を実施し、その結果等を警察本部、警察署等で共有することにより、同様に道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所において交通事故を防止するための予防的な措置を講じる「二次点検プロセス」を推進する。また、道路管理者において進める「愛知県事故ゼロプラン」との連携を図り、計画的かつ効果的な再発防止対策を推進する。

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県都市整備課、県道路維持課、県道路建設課、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(5) 適切に機能分担された道路網の整備	

1 計画の実施方針及び重点施策

基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。

また、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路等へ交通の転換を促進し、死傷事故の減少を図る。そのため、高規格幹線道路等のネットワークの整備の推進、都市高速道路のネットワークの整備推進、渋滞対策、インターチェンジの増設等を実施し、高規格幹線道路等をより利用しやすい環境の整備を推進する。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

<高規格幹線道路等の自動車専用道の整備>

一般国道474号三遠南信自動車道(佐久間道路・三遠道路)

L(道路延長) = 27.9 km (県内14.5 km)

近畿自動車道伊勢線 名古屋環状2号線(名古屋西～飛島)

L(道路延長) = 12.2 km (県内12.2 km)

<バイパス及び環状道路の整備>

一般国道23号(豊橋東バイパス、豊橋バイパス、蒲郡バイパス、岡崎バイパス、知立バイパス)

L(道路延長) = 72.7 km

一般国道153号(豊田西バイパス、豊田北バイパス) L(道路延長) = 20.1 km

一般国道155号(豊田南バイパス) L(道路延長) = 12.9 km

一般国道302号(南部Ⅰ、南部Ⅱ、西南部、西北部、北部、東北部、東部、東南部)

L(道路延長) = 58.6 km

(県都市整備課)

都市計画道路北尾張中央道 一宮市地内

都市計画道路名古屋半田線 東海市地内

都市計画道路名古屋津島線 津島市地内 等

(県道路維持課)

県道蜂須賀白浜線 津島市内始め 73箇所

(県道路建設課)

一般国道247号 (バイパス) 蒲郡市地内

一般国道151号 (バイパス) 新城市地内

県道瀬戸大府東海線 (バイパス) 長久手市地内

県道東三河環状線 (バイパス) 豊橋市、豊川市地内 等

(愛知県道路公社)

<高規格幹線道路の整備>

武豊北 I C (仮称) の新設計画

りんくう I C 出口追加の新設計画

<道路ネットワーク全体の安全性の向上>

知多半島道路において、E T Cを活用した通勤時間帯の料金割引を実施することによって、通勤時間帯の交通量をより多く分担させ、道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

(名古屋高速道路公社)

<都市高速道路の整備>

名二環西南部連絡路

<道路ネットワーク全体の安全性の向上>

都市高速道路の整備の推進、E T Cを活用した料金施策等を図ることによって、より多くの交通量を分担させることで、道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

2 計画の内容

(警察本部交通部)

(1) 逆走又は歩行者等による立入り事案対策の推進

高速自動車国道等における逆走又は立入り行為は、重大事故に直結しかねない危険な行為であることから、道路管理者等と連携し、逆走又は立入り事案発生箇所の現場点検を行うとともに、道路管理者に対して、誤進入防止のための標識や路面標示等の整備を申し入れるほか、逆走や立入りの危険性に関する広報啓発活動及び安全教育を推進する。

(中日本高速道路株式会社)

(2) 高速道路における安全かつ円滑な交通の確保及び道路構造保全のため、照明、高機能舗装、防護柵改良、施設の改良等を各種集中工事等において実施する。

(3) 交通安全対策として、雨天時の交通事故防止や重大事故防止のため、高機能舗装・強化型防護柵等の整備をするとともに、信頼性の高い道路の確保のため、既設橋梁の耐震補強や冬期交通確保を推進する。

(愛知県道路公社)

(4) 交通安全対策として、雨天時の交通事故防止のため、高機能舗装の整備を行う。

(名古屋高速道路公社)

(5) 安全で円滑な自動車交通の確保及び道路構造保全のために、高機能舗装の整備等を進める。

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県都市整備課、県道路維持課、県道路建設課
細目	(7) 改築による道路交通環境の整備	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築事業を強力に推進する。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 局部改良

一般国道153号(豊田市内) L(道路延長) = 2.4 km

(県都市整備課)

(2) 現道拡幅

都市計画道路瀬戸大府東海線 瀬戸市地内

都市計画道路豊田則定線 豊田市地内

都市計画道路伏見町線 清須市地内

都市計画道路西今宿東条線 あま市地内 等

(県道路維持課)

(3) 交差点改良

主要地方道あま愛西線 あま市始め 4箇所

(県道路建設課)

(4) 現道拡幅

主な事業

一般国道155号 小牧市地内

一般国道301号 豊田市地内

県道瀬戸大府東海線 大府市地内

県道名古屋江南線 岩倉市地内 等

項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関) 県道路維持課、警察本部交通部
細目	(8) 交通安全施設等の高度化	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通の実態、道路の構造等に応じた交通の安全を確保するために、信号機や道路標識等の交通安全施設の高度化を図る。</p> <p>2 計画の内容 (県道路維持課) (1) 道路標識の高輝度化、高機能舗装や高視認性区画線の整備等を推進する。 (警察本部交通部) (2) 既設の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、プログラム多段化、多現示化等の高度化を図る。また、道路利用者の安全通行の確保を図るため、信号灯器のLED化を推進する。 (3) 交通事故多発路線における信号制御を見直し、制限速度の遵守を図る。</p>		

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通安全施設等の老朽化対策が課題となっていることから、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減などを推進する。</p> <p>2 計画の内容 交通安全施設等の維持管理・更新等を着実に推進するため、他の対策で代替可能な信号機の撤去や交通規制の見直しと簡素合理化による道路標識の削減、信号灯器のLED化等を積極的に推進する。 また、毎年8月に実施している交通安全施設の一斉点検月間を始め老朽化した交通安全施設の把握に努めるとともに、簡易補修器材を活用した効率的な維持管理を推進する。</p>		

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>生活道路において人優先の考えの下、ゾーン30等の車両速度の抑制、幹線道路への交通転換、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(1) 歩行者空間・自転車走行空間等の整備</p> <p>歩行者及び自転車利用者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、通学路等における歩行空間の整備、改善及び市町村が策定する自転車利用環境の計画と整合を図りながら整備等を推進する。</p> <p>(県道路維持課)</p> <p>(2) 歩行空間等の整備</p> <p>ア 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩道及び自転車道等の整備を図る。</p> <p>イ 歩行空間のバリアフリー対策として、歩道の段差、勾配等の改善等、高齢者、障害者等にとっても歩きやすい平坦で幅の広い歩道の整備を図る。</p> <p>ウ 児童、幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の整備を図る。</p> <p>県道蜂須賀白浜線 津島市始め 73箇所</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(3) 生活道路において、信号灯器のLED化、視覚障害者用付加装置、高齢者等感応化等のバリアフリー対応型信号機、道路標識の整備等、交通弱者に優しい道路環境の整備を推進する。</p>		

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(3) 幹線道路対策の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。</p>		

2 計画の内容

(中部地方整備局)

- (1) 交差点のコンパクト化、路面標示、エスコートマーク、カラー舗装による減速・注意喚起対策、道路照明、高輝度区画線による視認性確保等を行い、事故危険箇所対策等の推進を図る。
(県道路維持課)
- (2) 右折車線の設置や交差形状の改良等の抜本的な交差点改良を推進するとともに、現道内の速効対策として、1.5車右折帯※2の確保や交差点のコンパクト化、カラー舗装や路面標示などによるドライバーへの注意喚起対策を行う。
(警察本部交通部)
- (3) 交通実態に応じた交通規制の見直し等により、道路標識・標示の整備を推進するとともに、信号灯器のLED化を積極的に推進する。

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、県道路建設課、警察本部交通部
細目	(4) 交通円滑化対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

安全で円滑な道路交通環境を確保するため、交差点の立体化、開かずの踏切の解消、右折車線の整備や信号機の改良等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

- (1) 交通円滑化対策を推進する。
(県道路維持課・県道路建設課)
- (2) 交差点の立体化、右折車線の整備等の交差点改良を推進する。
交差点の立体化 一般国道419号 高浜市(高浜立体)
交差点改良 一般国道247号 半田市始め 41箇所
(警察本部交通部)
- (3) 交通に関する情報の収集・分析及び伝達並びに信号機の操作を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る。
- (4) 幹線道路において、交通の変動実態を的確に把握し、予想される変動に対応した信号制御を行うため、系統化、半感応化、多現示化等の信号機の高度化を図る。
また、交通流の変動にきめ細かく対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの高度化の推進を図る。
- (5) 安全で円滑な交通の確保を図るため交通監視カメラ、交通情報板等の整備を図る。
- (6) 違法駐車抑止システム等の運用
違法駐車抑止システム 中警察署管内の主な交差点に13基を運用
交通監視カメラ 県内に66基を運用

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、警察本部交通部
細目	(5) 高度道路交通システム(ITS)の推進による安全で快適な道路交通環境の実現	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通事故、交通渋滞、環境汚染等の道路交通問題を解決し、安全・快適な道路環境を実現するため、信号機の高度化、交通管制センターの高度化等の推進を図るとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等の推進を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(1) 統合道路管理情報センターを活用し、情報収集・提供を行う。</p> <p>(2) 交通情報提供装置の高度化を図る。(交通情報板の設置)</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(3) 交通管制センターの高度化、集中制御エリアの拡大、交通情報板の整備等、交通管制システムの拡充等を図り、交通の実態に的確に対応した信号制御を行う。</p> <p>ア 集中制御機 (拡大・更新) 千種区京命二丁目東始め74交差点</p> <p>イ 交通情報板の更新 国道23号</p> <p>ウ 交通監視カメラの更新 国道1号 2か所</p> <p>エ 交通管制センターの高度化 本部センター、都市センター等</p>		

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、県教委健康学習室、警察本部交通部
細目	(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進	
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、標識BOX、信号機BOX等を活用して、道路利用者等からの意見を道路交通環境の整備に反映する。</p>		

2 計画の内容

(県道路維持課・県教委健康学習室・警察本部交通部)

(1) 交通安全総点検の実施

地域住民、学校、県警、県市町村の道路管理者が協力して、交通安全総点検や通学路交通安全プログラムに基づく合同点検を実施するとともに、P D C Aサイクルを構築し、対策の立案・実施・効果の把握・改善の取組を継続的に実施する。

(中部地方整備局・県道路維持課)

(2) 住民の意見の道路交通環境整備への反映

標識B O Xによせられる道路利用者の意見を道路交通環境の整備に反映する。

(警察本部交通部)

(3) 住民等からの意見を反映した交通安全施設の整備

標識B O X等による意見・要望に対しては、現場調査等を行い、その措置について要望者に対して説明を行うなど、住民等の意見を反映した交通安全施設の整備を推進する。

項目	4 交通安全施設等整備事業の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(7) 連絡会議等の活用	

1 計画の実施方針及び重点施策

警察と道路管理者等により連絡会議を組織し、学識経験者等の意見を聞き、相互連携の下で、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

2 計画の内容

中部地方整備局の愛知県道路交通環境安全推進連絡会議、警察本部の交通死亡事故抑止対策アドバイザー会議、県道路維持課の愛知県交通安全対策推進連絡会議により、相互の連携を図り、交通事故対策を推進する。

項目	5 歩行者空間のバリアフリー化	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全に、安心して活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の生活関連施設を結ぶ経路の歩行空間のバリアフリー化を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(1) 歩行者空間の整備 歩行者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、歩行空間の整備、改善を推進する。</p> <p>(県道路維持課)</p> <p>(2) 歩行空間のバリアフリー化 主要地方道岡崎碧南線 碧南市始め 8箇所</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(3) 視覚障害者用付加装置や歩車分離信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン等の整備を推進する。</p>		

項目	6 無電柱化の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、県都市整備課
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、無電柱化を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(1) 電線共同溝 (C・C・BOX) の整備 一般国道1号、19号 (本体工事実施箇所) L (道路延長) = 4.4 km (県道路維持課)</p> <p>(2) 電線共同溝の整備 一般県道花蔵寺花ノ木線 西尾市内 0.52 km (県都市整備課)</p> <p>(3) 電線共同溝 (C・C・BOX) の整備 都市計画道路明代橋線 岡崎市地内 0.47 km 都市計画道路刈谷知立線 刈谷市地内 0.52 km 等</p>		

項目	7 効果的な交通規制の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

2 計画の内容

速度規制について、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものになっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては速度抑制対策を積極的に推進する。

駐車規制について、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細やかな駐車規制を推進する。

項目	8 自転車利用環境の総合的整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にし、自動車から自転車への転換を促進する。また、自転車は車両であるとの原則の下、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークの整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進する。</p> <p>また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。併せて、自転車専用通行帯をふさぐなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐停車車両については、取締りを積極的に実施する。</p> <p>各地域において道路管理者や警察などの関係機関が自転車ネットワークの作成や道路空間の整備、通行ルールの徹底を図るために「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成24年11月、国土交通省、警察庁)の周知を図り、さらに、自転車を共同で利用するコミュニティサイクルなどの自転車利用促進策やルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(1) 自転車走行空間の整備</p> <p>「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、市町村が策定する自転車利用環境の整備計画と整合を図りながら、自転車走行空間の整備を進める。</p> <p>(県道路維持課・警察本部交通部)</p> <p>(2) 自転車走行空間の整備</p> <p>自転車歩行者道内における分離対策を継続実施するとともに、市町村が策定する自転車ネットワーク計画に基づき整備を進める。</p> <p>主要地方道安城碧南線 安城市始め 10箇所</p>		

項目	8 自転車利用環境の総合的整備	(実施機関) 中部地方整備局、県交通対策課、警察本部交通部
細目	(2) 自転車等の駐車対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

自転車等の駐車対策については、鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、市町村、道路管理者、警察、鉄道事業者等と適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、放置自転車クリーンキャンペーン等により、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

【放置自転車の実態】

(平成27年度調査)

駐車台数	駐車場利用台数	放置台数	放置率
256, 222台	241, 134台	15, 088台	5.9%

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 自転車駐車場の整備

自転車駐車場の整備については、歩行者の安全な通行空間の確保など必要に応じ関係自治体と連携し調査検討を実施する。

(県交通対策課)

(2) 自転車駐車対策の実態調査を行うとともに、関係行政機関等の連絡調整を密にし、自転車利用者のマナーの向上を図るための啓発活動を実施する。

- ・ 自転車駐車等に関する実態調査の実施
- ・ 放置自転車クリーンキャンペーンの実施

項目	9 高度道路交通システムの活用	(実施機関) 東海総合通信局、中部地方整備局、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(1) 道路交通情報通信システムの整備	

1 計画の実施方針及び重点施策

道路交通情報に対する道路利用者のニーズは、高度化・多様化してきており、情報板、情報ターミナル等、道路交通情報システムの高度化が求められている。

このような道路交通を巡る諸問題や利用者ニーズに対応するためには、量的な道路及び道路関連施設の整備を進めるとともに、道路の利用率を高める対応が必要である。

このため、道路交通情報を収集、処理及び編集して車載器との通信により個々の車両に道路情報を直接かつリアルタイムに提供し、ドライバーが的確に情報の活用を行うことができる道路交通情報通信システム（VICS※₃）の整備と高度化を図る。

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載器の普及を図る。

また、より高精度な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン※₄、ETC2.0※₅等のインフラの整備を推進するとともに、インフラからの情報を補完するものとして、VICS車載器を活用した自動車からの情報（プローブ情報※₁）の収集等について産・学・行政の連携の下、実現を図る。

2 計画の内容

- (1) 安全で円滑な道路交通を確保するため、渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報をドライバーに対してリアルタイムに提供するVICSの高度化を推進する。
- (2) VICSを活用し、精度の高い交通情報をドライバーに提供するための情報収集提供装置等の運用を行う。
- (3) 平成9年4月24日からビーコン送信機の運用を開始している。平成28年度も情報提供内容等検討・改良を引き続き行う。

項目	9 高度道路交通システムの活用	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 新交通管理システムの推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 最先端の情報通信技術を用いて総合交通管理を目指すとともに、交通の安全、円滑、快適性を確保するための新交通管理システムの整備を推進する。</p> <p>2 計画の内容 道路交通情報提供、公共車両優先、現場急行支援、安全運転支援等を図る新交通管理システム（UTMS※6）の構想に基づき、システムの充実、交通管制センター等の高度化を図る。 (警察本部交通部) ・交通管制センターの高度化 本部センター、都市センター等</p>		

項目	9 高度道路交通システムの活用	(実施機関) 東海総合通信局、警察本部交通部
細目	(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 安全運転支援システム（DSS※7）の公道における実証実験を継続し、その高度化を図る。</p> <p>2 計画の内容 右左折時歩行者横断見落とし防止システム及び追突防止・信号見落とし防止システムの実証実験を継続し、効果的なサブシステムの在り方等について検証を行い、その高度化を図る。</p>		

項目	9 高度道路交通システムの活用	(実施機関) 東海総合通信局、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社
細目	(4) ETC2.0の推進	
<p>計画の実施方針及び重点施策 ETCの通信技術をベースとしたETC2.0※5サービスの普及・促進を官民一体となって展開するとともに、ETC2.0を利用した渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを提供する。</p>		

項目	9 高度道路交通システムの活用	(実施機関) 中部運輸局、警察本部交通部
細目	(5) 道路運送事業に係る高度情報化の推進	
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてITS※8技術を活用し、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進める。</p>		

項目	10 交通需要マネジメントの推進	(実施機関) 中部運輸局、県交通対策課、警察本部交通部
細目	(1) 公共交通機関利用の促進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>道路交通の混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設定を推進するほか、鉄道、バス等公共交通機関の確保・維持を図るための施策を展開する。</p> <p>また、クルマ（自家用車）と公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルである「エコモビリティライフ」（以下「エコモビ」という。）を県民運動として推進する。</p> <p>そのため、エコモビの実践を呼びかける普及啓発活動に取り組むとともに、エコ通勤への転換やパークアンドライドの普及を促進するなど、公共交通機関への転換を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部運輸局)</p> <p>(1) 地域公共交通確保維持改善事業等に基づき、陸上交通、離島航路等の確保・維持を支援する。</p> <p>(県交通対策課)</p> <p>(2) エコモビの普及・定着を目的として、県民への意識啓発活動を行うとともに、県内事業所を対象に、エコ通勤への転換を促進するためのエコモビ実践キャンペーンを実施する。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(3) 交通混雑が著しい道路について、必要に応じ、バス専用・優先レーンの設置を推進するとともに、現在設置しているバス専用レーン等について、バスの運行状況、渋滞状況等を調査し、見直しを図る。</p>		

項目	10 交通需要マネジメントの推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 自動車利用の効率化	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 貨物自動車の積載率の向上等により効率的な自動車利用を推進するため、共同配送システムの構築等による物流の効率化等の促進を図る。</p> <p>2 計画の内容 交通情報板、光ビーコン※4等を活用して、交通渋滞状況、迂回道路、所要時間等の交通情報をタイムリーに提供し、交通の分散・誘導を図る。</p>		

項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課
細目	(1) 災害に備えた道路の整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 地震・津波、豪雨等・豪雪等異常気象による災害が発生した場合においても、社会機能を維持し、安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、「愛知県地域強靱化計画」及び「第3次あいち地震対策アクションプラン」に基づき、被災地の救援・救護活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路等の通行の確保に向け、橋梁の耐震補強、無電柱化及び落石等危険箇所における法面対策などの道路防災対策を推進する。</p> <p>2 計画の内容 (中部地方整備局) (1) 道路構造物の耐震補強 国道 1号、19号、22号、23号、41号、153号、155号、302号 (2) 落石防止施設等の整備 国道153号 (県道路維持課) (3) 橋梁の耐震補強 新日光川橋(主要地方道蟹江飛島線・海部郡蟹江町) 始め 16橋 (4) 無電柱化 一般県道花蔵寺花ノ木線(西尾市) L(道路延長)=0.52km (5) 落石等危険箇所対策 一般国道151号(豊根村) 始め 17路線 32箇所</p>		

項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 災害に強い交通安全施設等の整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合の安全な道路交通の確保に向けた交通管制センターを始めとした交通安全施設の整備と通行禁止等の交通規制の迅速かつ効果的な実施に向けた交通規制資機材の整備を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>交通監視カメラ、交通情報板等の交通管制機器の整備を推進するほか、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、信号機電源付加装置及び同接続箱の整備を推進する。</p>		

項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(3) 災害発生時における交通規制	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(1) 災害対策基本法における想定通行禁止区間 一般国道153号 2箇所 21.9km (県道路維持課)</p> <p>(2) 異常気象時における通行規制区間 一般国道151号始め 102箇所 562.7km (警察本部交通部)</p> <p>(3) 災害時における緊急交通路の確保 災害発生時等には、高速道路を始め、災害応急対策に必要な路線を指定し、緊急交通路として交通規制を実施する。</p> <p>(4) 南海トラフ巨大地震等における被害想定等を踏まえ、関係機関と連携し、広域的な交通規制計画の見直しを行う。</p>		

項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(4) 災害発生時における交通情報提供の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に情報収集し、緊急交通路の確保及び交通情報の提供等を実施する。</p> <p>2 計画の内容 (中部地方整備局) (1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他被害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。また、道路情報提供装置等の整備拡充を推進する。 (県道路維持課) (2) 災害発生時における道路の被災状況の的確な情報収集及び緊急輸送道路等の確保及び道路情報提供装置等の整備拡充を推進する。 (警察本部交通部) (3) 大規模災害発生時において、リアルタイムな交通情報の提供により交通の分散、誘導を促し、交通の安全と円滑を図るため、交通情報板等の整備・拡充を図る。</p>		

項目	12 総合的な駐車対策の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(1) きめ細かな駐車規制の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細やかな駐車規制を推進する。</p> <p>2 計画の内容 時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間（片側）ごとの交通環境や道路構造等の場所的視点の両面から、個々の道路の機能と区域の特性に十分配慮した上で個々の交通実態等を確実に把握して駐車規制の見直しを行う。</p>		

項目	12 総合的な駐車対策の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 違法駐車対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

(1) 地域の実態に応じた駐車監視員活動ガイドラインの策定

悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を置き、地域の駐車実態、地域住民の意見・要望に即した「駐車監視員活動ガイドライン」を警察署ごとに策定・公表し、当該ガイドラインに基づくメリハリを付けた取締りを推進する。

(2) 駐車違反に対する責任追及の徹底

駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、悪質な運転者に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の追及等に努めることにより、地域の駐車秩序の確立を図る。

2 計画の内容

(1) 駐車監視員による適正かつ効果的な確認事務の推進

駐車実態に応じた駐車監視員の効果的運用を図るとともに、指導を徹底して適正かつ円滑な確認事務を推進する。

(2) 使用者に対する責任の追及の徹底

ア 車両使用制限命令制度の推進

6か月以内に同一車両について一定回数以上繰り返して放置違反金納付命令を受けた者に対しては、3か月を超えない範囲内の車両使用制限処分を推進する。

イ 放置違反金の未納付者に対する納付の推進

放置違反金の納付命令を受けた者が、期限を経過しても納付しないときは、督促状による督促、催促状・電話・訪問による催促、差押予告状の発送、滞納処分の執行により徴収する。

項目	12 総合的な駐車対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県都市計画課
細目	(3) 駐車場等の整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 都市部における道路混雑を緩和し、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、中心市街地の活性化を図るため、必要な自動車駐車場の整備計画を検討する。</p> <p>2 計画の内容 (県都市計画課)</p> <p>(1) 違法駐車が特に多い幹線道路において道路管理者・公安委員会・地方公共団体等が一体的・集中的に駐車対策を実施する。</p> <p>(2) 駐車場整備計画の策定、駐車場条例の制定等について協力、支援を行う。</p> <p>ア 駐車場整備計画 駐車場整備地区における駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案し、その地区における駐車場の整備に関する計画を定めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定済み市町村（平成28年2月末現在）10市 名古屋市、豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、刈谷市、豊田市、安城市、小牧市 <p>イ 駐車場条例 駐車需要を発生させる建築物の建築主に対し、条例により建築の規模に応じた駐車施設の設置を義務付ける制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> 制定済み市町村（平成28年2月末現在）10市 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊田市、安城市、小牧市、豊明市 		

項目	12 総合的な駐車対策の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(4) 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報啓発活動を行うとともに、関係機関・団体等との緊密な連携により、違法駐車防止気運の醸成・高揚を図る。</p> <p>2 計画の内容 違法駐車防止気運の醸成 報道機関、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車の悪質性、危険性、迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車の排除に向けた気運の醸成を図る。</p>		

項目	12 総合的な駐車対策の推進	(実施機関) 中部地方整備局、警察本部交通部
細目	(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

違法駐車により安全で円滑な道路環境が阻害されている都心部の違法駐車問題は、地元を始め、関係機関、団体等と連携して、路外駐車場の整備促進、貨物の積み卸しのための停車帯の設置、駐車場案内システムや駐車誘導システムの整備等を行うほか、パーキングメーター等の有効な運用等、駐車場の効用にも配意した駐車規制の見直しを積極的に推進する。

繁華街における違法駐車対策については、深夜時間帯にも駐車監視員を投入するなど駐車取締りを継続的に実施するとともに、道路管理者と連携し歩道への乗り上げ防止対策や道路の狭隘化などハード・ソフト一体となった駐車対策を推進し、交通環境の一層の改善を図る。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 関係機関と連携しつつ、対策後の交通実態の変化等、状況把握に努める。

(警察本部交通部)

(2) 違法駐車排除に向けた道路環境整備の働き掛け

ア 道路管理者に対しては、歩道へのガードレールの設置等歩道上への乗り上げ防止措置等の違法駐車排除に向けた道路改良の働き掛けを行い、人優先の道路環境の整備に努める。

イ 自治体、道路管理者等と連携し、地域における駐車問題を協議・検討して、各種の駐車対策を推進するほか、自治体に対する自動二輪車等の収容可能な駐車場の整備を含めた駐車場附置義務条例の制定及び公共駐車場の整備等について積極的な働き掛けを行う。

項目	13 道路交通情報の充実	(実施機関) 東海総合通信局、中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(1) 情報収集・提供体制の充実	

1 計画の実施方針及び重点施策

多様化する道路利用者のニーズに応じて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、光ビーコン※4、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図るほか、交通規制情報のデータベース化を推進する。

また、高度道路交通システム（ITS※8）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS※3）やETC2.0※5の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

また、収集した情報は、情報処理装置により処理し、道路利用者に対し、VICS、路側通信、日本道路交通情報センター、ロードテレホン、道路情報板、ハイウェイラジオ・ハイウェイテレホン等により迅速かつ的確に情報提供を行う。

2 計画の内容

(東海総合通信局)

(1) 道路交通情報通信システム（VICS）やETC2.0の普及促進

ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の普及促進を図る。

(2) コミュニティ放送局の普及促進

コミュニティ放送局は、市町村の一部地域を対象に行うFM放送局である。カーラジオ等のFMラジオを通じて、地域住民や観光客等へ当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報の提供が可能なコミュニティ放送局の普及促進を図る。

(中部地方整備局)

(3) 道路情報の収集等

危険箇所、道路工事等に伴う道路障害を把握するとともに、道路パトロールカー、凍結検知機、ITVカメラ（監視カメラ）、道路情報モニター、ROADパートナー※9、ロードセーフティステーション※10等を活用して道路状況の常時把握に努め、通行規制、う回路の設定など必要な措置を行う。

(県道路維持課)

(4) 道路情報の収集・提供

道路パトロールにより道路状況の常時把握に努め、危険箇所、道路工事等に伴う道路障害を把握するとともに、通行規制、う回路の設定など必要な処理を行う。

また、道路情報システム※11を用いて、迅速な道路情報収集・共有を行う。

(警察本部交通部)

(5) 道路交通情報の収集・提供

交通管制センターの機能を活用して交通事故、交通渋滞等の交通障害の情報を迅速かつ的確に収集する。

収集した情報は、交通情報板、光ビーコン等により道路利用者にリアルタイムに提供して、交通の分散誘導等を行うとともに、(公財)日本道路交通情報センターや報道関係機関等との連携を強化して迅速かつ的確な情報提供に努める。

(中日本高速道路株式会社)

(6) 高速道路における道路交通情報の充実

高速道路を利用するドライバーに対し、より正確で広域的な情報を即時に提供するため、道路情報板、ハイウェイラジオ・ハイウェイテレホン、ハイウェイ情報ターミナル等で分かりやすい情報を提供する。そのため、日本道路交通情報センターを中心とする情報提供機関の活動の充実、車両感知器、情報板等、既存の情報収集・提供装置、広報媒体の活用等により、情報提供サービスの充実を図るとともに、パトロール等による情報収集・提供の強化に努める。

また、高速道路利用前でも交通情報を確認し、出発時間、走行ルート、休憩など走行計画に役立てていただけるように、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話、スマートフォン等を通じて、通行止めや渋滞などの最新交通情報について、24時間提供を実施する。

・道路情報板（所要時間専用情報板）

主要インターまでの現在所要時間（本線通過時間）を提供する。

設置場所（県内）

東名高速道路	豊川 I C～三ヶ日 I C間（上り） 岡崎 I C～音羽蒲郡 I C間（上り） 東名三好 I C～豊田 I C間（上り） 名古屋 I C～東名三好 I C間（上り） 春日井 I C～名古屋 I C間（上り） 小牧 I C～小牧 J C T間（上り） 豊川 I C～音羽蒲郡 I C間（下り） 岡崎 I C～豊田 I C間（下り） 豊田 I C～東名三好 I C間（下り） 東名三好 I C～名古屋 I C（下り） 名古屋 I C～春日井 I C間（下り） 小牧 J C T～小牧 I C間（下り）
名神高速道路	一宮 I C～小牧 I C間（上り） 小牧 I C～一宮 I C間（下り） 一宮 I C～一宮 J C T間（下り）
東名阪自動車道	七宝 T B～蟹江 I C間（下り）
名古屋第二環状自動車道	上社 J C T～上社 I C間（下り） 楠 I C～勝川 I C間（上り） 勝川 I C～楠 I C間（下り） 大治南 I C～大治北 I C間（上り）
新東名高速道路	豊田東 J C T～岡崎東 I C間（上り） 岡崎東 I C～豊田東 J C T間（下り）

・図形時間情報板

主要インターまでの所要時間（本線通過時間）とその他の道路交通情報（通行止め、渋滞、事故等）を帯表示で提供する。

設置箇所（県内）

東名高速道路 音羽蒲郡 I C～岡崎 I C間（下り）、岡崎 I C～豊田 J C T間（下り）

東海環状自動車道 豊田松平 I C～豊田東 J C T（外回り）

伊勢湾岸自動車道 豊田南 I C～豊田 J C T（上り）

また、名古屋高速環状線までの所要時間（本線通過時間）とその他の道路交通情報（通行止め、渋滞、事故）を帯表示で提供する。

設置箇所（県内）

中央自動車道 小牧東 I C～小牧 J C T間（下り）

伊勢湾岸自動車道 豊明 I C～名古屋南 J C T（下り）

・休憩施設混雑情報板

休憩施設の駐車場の混雑状況を文字表示（満車、混雑、空き有）により提供する。

設置場所（県内）

東名高速道路 上郷 S A（下り）、東郷 P A（下り）、守山 P A（下り）

新東名高速道路 岡崎 S A（上・下）、長篠設楽原 P A（上・下）

・ハイウェイラジオ

カーラジオ（1620KHz）を通じて、事故、渋滞、気象等の高速道路情報を本線で24時間放送して提供する。

設置場所（県内）

東名高速道路	ハイウェイラジオ豊橋	ハイウェイラジオ豊川東
	ハイウェイラジオ豊川	ハイウェイラジオ岡崎東
	ハイウェイラジオ岡崎	ハイウェイラジオ岡崎西
	ハイウェイラジオ豊田	ハイウェイラジオ東名三好
	ハイウェイラジオ名古屋	ハイウェイラジオ春日井
	ハイウェイラジオ小牧	
名神高速道路	ハイウェイラジオ一宮	ハイウェイラジオ名神木曾川
東名阪自動車道	ハイウェイラジオ蟹江	
名古屋第二環状自動車道	ハイウェイラジオ高針	ハイウェイラジオ上社
	ハイウェイラジオ清州	ハイウェイラジオ有松
東海北陸自動車道	ハイウェイラジオ木曾川	ハイウェイラジオ一宮西
伊勢湾岸自動車道	ハイウェイラジオ豊明	ハイウェイラジオ刈谷
	ハイウェイラジオ豊田南	
東海環状自動車道	ハイウェイラジオ鞍ヶ池	
中央自動車道	ハイウェイラジオ桃花台	
新東名高速道路	ハイウェイラジオ新東名岡崎	
	ハイウェイラジオ新東名長篠設楽原	

・ハイウェイテレホン

最新の東海地区の高速道路情報を電話により24時間提供する。

名古屋ハイウェイテレホン	052(709)1620
豊川ハイウェイテレホン	0533(82)1620
岐阜ハイウェイテレホン	058(259)1620
四日市ハイウェイテレホン	059(352)1620

・ハイウェイ情報ターミナル、簡易情報ターミナル

サービスエリア・パーキングエリア内のインフォメーションパネルやハイウェイテレビ等により広範囲にわたる道路交通情報を提供する。

設置場所（県内）

東名高速道路	新城PA	(上・下)	上郷SA	(上・下)
	東郷PA	(上・下)	守山PA	(上・下)
	赤塚PA	(上・下)	美合PA	(上・下)
名神高速道路	尾張一宮PA	(上・下)		
中央自動車道	内津峠PA	(上・下)		
伊勢湾岸自動車道	刈谷PA	(上・下)		
東海環状自動車道	鞍ヶ池PA	(上・下)		
新東名高速道路	岡崎SA	(上・下)	長篠設楽原PA	(上・下)

・インターネットによる交通情報サイト

最新の東海地区の高速道路情報をインターネットにより24時間提供する。

iHighway中日本（アイハイウェイ中日本） <http://c-ihighway.jp>

(愛知県道路公社)

(7) 道路情報の収集・提供

・道路情報の収集

道路パトロールカー、車両感知器、非常電話、監視テレビ、押しボタン式通報装置（トンネル内）、気象観測装置、気象台からの情報、110番通報による高速道路交通警察隊からの連絡、利用者からの通報等により情報の収集を行う。

- ・道路情報の提供

収集した情報は、情報処理装置により処理し道路利用者に対し道路情報板、ラジオ再放送設備（トンネル内）等により迅速かつ的確に情報を提供し、車両の安全確保に努める。

- ・知多ロードテレフォン

知多半島道路、南知多道路、セントレアラインの道路情報を電話により24時間提供する。

電話番号：0569（21）5454（無休で不意の御用に御用だて）

（名古屋高速道路公社）

(8) 道路情報の収集・提供

- ・道路情報の収集

道路パトロールカー、車両感知器、非常電話、監視テレビ、押ボタン式通報装置（トンネル内）、気象観測装置、気象台からの情報、110番通報による高速道路交通警察隊からの連絡、利用者からの通報等により情報の収集を行う。

- ・道路情報の提供

収集された情報は、コンピュータにより処理し、交通の安全と円滑の確保のため、通行車両に対し、道路情報板（街路上、各入口、出口、JCT手前に設置）、VICS※3、路側放送1620KHz（大高線上路 大高～星崎間、小牧線上路 小牧～小牧南間、東山線上路 新池～東山換気所間）、渋滞末尾情報板（黒川出口、小牧北出口）、所要時間専用情報板（中部空港までの所要時間提供：大高線上路他全5箇所、経路比較所要時間情報提供：都心環状線2箇所）、日本道路交通情報センター等により迅速・的確な情報提供を行う。

なお、全入口情報板では、主要出口及び都心環状線までの旅行時間を表示している。また、トンネル内の車両火災を始めとする異常事態が発生したときには、非常警報板、非常警告板、拡声放送、ラジオ再放送設備により情報を提供し、安全の確保に努める。

- ・名古屋高速お客様センターでの情報提供

名古屋高速道路の渋滞、混雑状況など最新の道路状況の案内及び料金やETCの各種割引など名古屋高速道路の利用に関する電話等でのお問い合わせに対し、情報とサービスの提供を行う。

電話番号：052（919）3200（クイックさんに、まるまる）

受付時間：9：00～19：00（年末年始（12/29～1/3）を除く毎日）

- ・名古屋高速ハイウェイテレホン

名古屋高速道路の最新交通情報を提供する。（24時間自動音声、5分ごとに更新）

電話番号：052（919）3232

- ・名古屋高速携帯webサイト

渋滞箇所や渋滞長、所要時間などの道路交通情報を提供する。

URL <http://nex.nagoya-expressway.or.jp/m/>

スマートフォンサイトURL <http://nex.nagoya-expressway.or.jp/sp/>

- ・ホームページでの情報提供

リアルタイムな道路交通情報、出入口案内、新着やプレスリリースなど、様々な情報を掲載する。

ホームページURL <http://www.nagoya-expressway.or.jp/>

項目	13 道路交通情報の充実	(実施機関) 東海総合通信局、中部地方整備局、警察本部交通部
細目	(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高度道路交通システム（ITS※8）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICS※3やETC2.0※5の整備・拡充を積極的に図るとともに、ビッグデータ化したプローブ情報※1を活用し、ETCのほか渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援に関する情報提供を行うETC2.0サービスを開始することにより、情報提供の高度化を図り、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(東海総合通信局)</p> <p>(1) 道路交通情報通信システム（VICS）の推進</p> <p>道路交通情報通信システムは、FM多重放送、電波ビーコン※4、光ビーコン※4の各種メディアを利用して、車との間でデータ通信を行い、渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報をリアルタイムにドライバーに提供し、運転負担の軽減、安全性の向上に寄与するシステムであり、今後は、システムの高度化を推進する。</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(2) 道路情報の高度化</p> <p>VICSの確実な運用と更なる道路情報の高度化を図るためETC2.0を推進する。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(3) 交通管制システムの充実</p> <p>高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、公共車両の優先、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより、交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMS※6の構想に基づき、システムの充実等を図る。</p>		

項目	13 道路交通情報の充実	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(3) 分かりやすい道路交通環境の確保	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備を推進する。また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい標識の整備を推進する。また、ルート番号等を用いた案内標識の設置及び案内標識の英語表記改善の推進等により、国際化の進展への対応に努める。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>分かりやすい案内標識</p> <p>交差点標識（交差点において地名等を表示している標識）を身近な観光地等の名称へ改善し、観光地への分かりやすい案内を推進する。</p> <p>また、訪日外国人旅行者の円滑な移動などの環境整備のため、国土地理院の英語地図と連携した統一ルールによる道路標識の英語表記を推進する。</p>		

項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県公園 緑地課、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(1) 道路の使用及び占用の適正化等	

1 計画の実施方針及び重点施策

道路の使用及び占用の許可にあたっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、適正な運用を行う。

また、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導するとともに、不法占用等の防止のための啓発活動を積極的に行う。さらに、道路の掘り返しを伴う占用工事等については、合理的な調整を行うとともに、電線共同溝等の整備を推進する。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

(1) 占用調整会議 1回/年

(2) 占用地区連絡会議(各出先機関) 随時

(3) 道路上の不法占用物件適正化対策

道路上の不法占用物件(のぼり旗や立看板等)の指導除去につき一層の強化を図る。

(4) 共同溝の整備

一般国道 1号、302号

(県公園緑地課)

(5) 屋外広告物の規制

違反広告物の除却 事業費 230千円

(県道路維持課)

(6) 地下埋設占用工事等への対応

ア 地下埋設占用工事相互及び地下埋設占用工事と道路工事が計画的に行われるよう調整を図り、反復した道路の掘り返しによる道路の構造及び交通に対する支障を防止するため、下記の各連絡会議を設置している。

(ア) 愛知県道路占用連絡会議

道路の占用工事相互及び占用工事と道路工事についての基本的な連絡調整並びに占用物件に起因する事故対策についての基本的な協議を必要に応じて行う。

(イ) 愛知県道路占用地域連絡会議

地域的事項について、愛知県の各建設事務所の管轄ごとに設置し、具体的な連絡調整を行う。連絡調整の内容は、道路工事計画と道路占用埋設工事計画との調整を図り、工事の施行時期、工事の実施方法、埋設位置等について協議を行う。

イ 道路工事等の完了後は、下記期間について道路の掘り返しを規制する。

(ア) 高級舗装(アスファルトコンクリート舗装) 3年

(イ) 高級舗装(セメントコンクリート舗装) 5年

(ウ) オーバーレイ(一層式5cm以下) 2年

(エ) オーバーレイ(多層式5.1cm以上) 3年

(オ) 歩道舗装・簡易舗装 2年

(カ) その他道路占用埋設工事等に伴う舗装復旧工事完了後の同一路区間 2年

ウ 掘り返し規制期間満了後においても当該場所の舗装状態が良好な場合は、愛知県の各建設事務所において相当の期間について道路の掘り返しを抑制する。

(警察本部交通部)

(7) 道路使用許可条件の履行について調査及び指導を実施する。

(8) 地域活性化等を目的とする道路使用許可は、許可申請に係る行為の公益性、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を図る。

項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、愛知県道路公社
細目	(2) 休憩施設等の整備の推進	
1 計画の実施方針及び重点施策 過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や道の駅等の休憩施設等の整備を推進する。		
2 計画の内容 (中部地方整備局) (1) 道の駅等の休憩施設等の整備 夜間運転、過労運転による交通事故が多発もしくは、多発するおそれのある路線で、休憩施設が相当区間にわたって整備されていない区間において休憩施設等の検討を行う。 (県道路維持課) (2) 愛知県道の駅推進調整会議により、市町村が取り組む道の駅の新設及びリニューアルについて、企画検討段階から多角的に支援を行う。 (愛知県道路公社) (3) 大府パーキング(下り)及び阿久比パーキング(上り)の新設を計画する。		

項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関) 県公園緑地課
細目	(3) 子どもの遊び場等の確保	
1 計画の実施方針及び重点施策 都市化の進展による遊び場の不足を解消するとともに、幼児や小学生を路上遊技等による交通事故から守るために住区基幹公園の設置促進に努める。		
2 計画の内容 住区基幹公園等の整備 社会資本整備総合交付金事業の事業計画に基づき、住区基幹公園等の整備を行う。 県事業 大高緑地始め7公園 事業費約14億円 市町村事業 豊橋市始め12市町村 事業費約24億円		

項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険と認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、通行の禁止又は制限を実施する。</p> <p>2 計画の内容 (中部地方整備局)</p> <p>(1) 道路法に基づく通行禁止又は制限 異常気象時における通行規制区間 一般国道153号 1箇所 7.4km</p> <p>(2) 車両制限令等の啓発 大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会により、喫緊の課題である道路の老朽化について、適切に道路の維持修繕を実施する一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされている。このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、東海商工会議所連合会、(一社)中部経済連合会等官民の関係機関がパートナーとなって連携し、情報共有や意見交換、広報活動を実施する。</p> <p>(3) 車両制限令等違反車両の指導 車両制限令違反車両をなくすため、愛知運輸支局、警察本部等関係機関との連携を図り、指導・取締りに努める。更に、法令遵守の啓発活動、講習会の開催、反復違反者に対する指導を実施する。</p> <p>(県道路維持課)</p> <p>(4) 道路法に基づく通行禁止又は制限 異常気象時における通行規制区間 一般国道151号始め 102か所 562.7km</p> <p>(愛知県道路公社)</p> <p>(5) 道路法に基づく通行禁止又は制限 異常気象時における通行規制区間 8路線 72.5km</p>		

項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関) 県道路維持課
細目	(5) 地域に応じた安全の確保	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 積雪寒冷特別地域等において、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面対策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施を行う。</p> <p>2 計画の内容 冬期における除雪・凍結防止剤散布を実施する。</p>		

第 2 節 交通安全思想の普及徹底

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、警察本部交通部
細目	(1) 幼児に対する交通安全教育の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。</p> <p>幼稚園・保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。</p> <p>また、市町村単位あるいは周辺市町村（ブロック）単位で、それぞれの地域の特性に応じた独自の研修会の開催に向けた体制づくりを図り、自主的に幼児交通安全教育指導に取り組める土壌を育て、より活動の充足を図るとともに、幼児交通安全クラブの結成促進を図る。</p> <p>また、警察署単位でチャイルドシート使用徹底モデル園を指定し、モデル園を中心として、園児及び保護者を対象に参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県地域安全課)</p> <p>(1) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 1, 117千円</p> <p>交通安全の啓発ボランティア「かけ橋」として活動を希望する人材を広く募集・登録し、地域の団体等の要請に応じて派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者への研修の実施 ・登録証明書の発行 ・ジャンパー、帽子などの資材を提供 <p>(警察本部交通部)</p> <p>(2) チャイルドシート使用徹底モデル園の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定園数 44園 ・モデルプレート 44本 58千円 <p>(3) 園児を対象とした交通安全教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全約束手形 41千円 ・交通安全約束手形 無色掌紋スタンプ 68千円 		

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委保健体育スポーツ課、県教委健康学習室、警察本部交通部
細目	(2) 小学生に対する交通安全教育の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校・特別支援学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。特に通学路における交通事故を防止するためには、自ら安全を守る意識を醸成する必要があることから、小学生が通学路の危険な場所を考えながら安全マップを作成したり、危険予知トレーニングをしたりするなど、小学生が主体的に取り組む安全学習を積極的に取り入れるための「あいちの学校安全マニュアル」の活用を推進する。

このため、自転車の安全な利用等を含め安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の開催を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法（AED使用方法を含む。）の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、小学校・特別支援学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、小学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、小学生の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等の実際の交通の場面で、小学生に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えるための保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

さらに、交通ボランティアによる通学路における小学生に対する安全な行動の指導、学校安全ボランティアによる見守り活動、小学生の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を推進する。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 1, 117千円

交通安全の啓発ボランティア「かけ橋」として活動を希望する人材を広く募集・登録し、地域の団体等の要請に応じて派遣する。

- ・登録者への研修の実施
- ・登録証明書の発行
- ・ジャンパー、帽子などの資材を提供

(2) 自転車安全利用対策推進事業 1, 027千円

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(警察本部交通部)

(3) 交通安全子ども自転車愛知県大会への参加等を通じた安全利用の促進

愛知県交通安全協会が主催する第51回交通安全子ども自転車愛知県大会に対する参加の働き掛け等を通じて、小学生の交通ルールや安全な利用方法等の習得を促す。

(4) 自転車安全安心利用モデル校における自転車安全教育の推進

小学校における自転車安全教育を積極的に推進し、小学生の自転車安全利用の促進を図るとともに、教職員自身の安全意識・技能の向上を図る。

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委保健体育スポーツ課、県教委健康学習室、警察本部交通部
細目	(3) 中学生に対する交通安全教育の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できることを目標とする。

中学校・特別支援学校において交通安全教育を実施するにあたっては、家庭、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて行う。内容としては、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に取り扱う。

中学校・特別支援学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等を含め安全な通学及び日常生活における交通安全意識向上のための教育教材等を作成・配付するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等(AEDを含む。)を実施する。

関係機関・団体は、中学校・特別支援学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 自転車安全利用対策推進事業 1,027千円

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(警察本部交通部)

(2) 自転車無事故・無違反ラリーの開催

警察署と中学校の共催による「自転車無事故・無違反ラリー」を通じた自転車の交通法令の習得、交通安全意識の高揚や安全利用の促進を図る。

(3) 自転車安全安心利用モデル校における自転車安全教育の推進

中学校における自転車安全教育を積極的に推進し、中学生の自転車の安全利用の促進を図るとともに、教職員自身の安全意識・技能の向上を図る。

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県教委高等学校教育課、県教委特別支援教育課、県教委保健体育スポーツ課、県教委健康学習室、警察本部交通部
細目	(4) 高校生に対する交通安全教育の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校・特別支援学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

このため、自転車の安全な利用等を含め、安全な通学のための教育教材等を作成し、Web上に掲載するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法(AED使用法を含む。)の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、高等学校・特別支援学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

2 計画の内容

(県地域安全課)

- (1) 自転車安全利用対策推進事業 1,027千円

自転車運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(県教委高等学校教育課)

- (2) 地域協働生徒指導推進事業 614千円

県内12地域に生徒指導推進地域を設け、各高等学校が核になり、中学校と緊密な連携を図るとともに、家庭・地域と協働して生徒指導を推進し、社会性を身に付け自立した若者を育成する。

(県教委健康学習室)

- (3) 県立学校交通安全指導者研修会(7月) 94千円

県立学校の交通安全担当者(約200名)を対象に、県警職員の講話、ワークショップ等を行う。(警察本部交通部)

- (4) 自転車無事故・無違反ラリーの開催

警察署と高等学校の共催による「自転車無事故・無違反ラリー」を通じた生徒自身による交通安全ボランティア活動等の自主活動の促進を図る。

- (5) 自転車安全利用モデル校における自転車安全教育の推進

高等学校における自転車安全教育を積極的に推進し、高校生の自転車の安全利用の促進を図るとともに、教職員自身の安全意識・技能の向上を図る。

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県教委生涯学習課、警察本部交通部
細目	(5) 成人に対する交通安全教育の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図り、社会教育の場等を利用した交通安全教育を推進する。

若者に対しては、交通安全意識の高揚を図るとともに、二輪車等の安全利用を確保するため、マンツーマン（個別）指導を強化するほか、関係機関・団体と協力し、若者の交通安全思想の普及徹底に努める。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 県政お届け講座

県職員が無料で集会などの場に出向き、県政の様々な分野について分かりやすく説明を行う。

- ・ テーマ名「ストップ・ザ 交通事故」

交通事故に関するデータを交え、身近なところに潜む危険性や交通事故の回避方法を説明するとともに、交通事故死者数減少に向けた愛知県の取組について紹介する。

(県教委生涯学習課)

(2) 青年を対象とした事業などを通して、交通安全の啓発を図り、安全意識の高揚に努める。

(3) 成人、女性及び高齢者などを対象とした事業などを通して、交通安全の啓発を図り、意識の高揚と交通マナーの向上を図る。

(警察本部交通部)

(4) 運転免許取得時の初心運転者教育は、自動車教習所における教習が中心的役割を果たしていることから、教習水準の一層の向上に努める。

(5) 免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能並びに危険予測・回避能力の向上を図るほか、交通事故被害者等の心情と交通事故の悲惨さに対する理解及び運転者としての社会的責任の自覚を促す交通安全意識・交通マナーの向上を目標とする。

(6) 公安委員会が行う各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育の充実強化を図る。

(7) 地域・職場における運転者教育の実施

ア 飲酒運転の発生源対策、飲酒運転を許さない環境づくりと運転代行サービスの利用促進に向け、継続的な交通安全広報、啓発活動を推進する。

イ 飲酒運転の根絶、速度の抑制、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を中心に参加・体験・実践型の講習会を実施する。

(8) ライダースクール（二輪車安全運転講習）の実施

二輪車の交通事故を防止するため、実技を中心とした安全運転指導を実施する。

16回 518千円

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、県高齢福祉課、県教委健康学習室、警察本部交通部
細目	(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

高齢者を重点とした総合的な交通安全対策については、県、警察本部、名古屋市等の関係部局で構成された高齢者交通安全対策会議を開催し、関係機関同士が連携を密にし、情報の共有化を図り、各々の役割分担を明確にして各種対策を推進する。

また、街頭における保護・誘導活動、家庭訪問等の機会を利用し、高齢者の特性、交通事故実態等を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育や世代間交流の効果を取り入れた交通安全教育を積極的に行うとともに、反射材の利用等、夜間における交通安全用具の普及と活用を促進する。

さらに、高齢化の進展に伴って増加する高齢ドライバーに対する教育及び高齢者保護のための広報啓発活動を展開し、高齢者の関わる交通事故の防止を図る。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 自転車安全利用対策推進事業 1, 027千円

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(2) 交差点事故防止啓発事業 3, 034千円

道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を開催する。

(3) 高齢者交通安全対策会議

県、教育委員会、警察本部、名古屋市等で構成する会議を開催し、高齢者交通安全対策に係る施策を推進する。

(警察本部交通部)

(4) 高齢者に対する交通安全啓発活動の実施

- ・ 高齢者交通安全エリアにおける高齢者交通事故抑止活動 83か所
- ・ 交通安全教育車の活用
- ・ 高齢者が犠牲となる重大事故発生時の緊急高齢者世帯訪問活動による広報啓発
- ・ 高齢者交通安全協力員の委嘱
- ・ 高齢者交通安全協力所における広報啓発
- ・ 交通安全教育チームあゆみによる派遣型交通安全教室の開催
- ・ ブロック別高齢者自転車講習会の開催 5回
- ・ 自動車教習所と連携した実践型交通安全教室の開催
- ・ 電動車いす利用者に対する交通安全教室の開催
- ・ 交差点における高齢者に対する広報啓発活動の推進
- ・ 高齢者の事故実態に応じた対策の実施

(5) 高齢ドライバー対策の実施

- ア 可搬式運転シミュレータ等を活用した実践的な交通安全教育の実施
- イ シニアドライバーズスクールの実施
- ウ 高齢者の身体機能の変化と行動特性を捉えた交通安全教育の実施
- エ 頻繁に交通事故を惹起する高齢運転者対策の実施

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(7) 障害者に対する交通安全教育の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉の場を利用するなどして障害の程度に応じ、きめ細かい安全教育を推進する。</p> <p>また、聴覚障害者標識に関する広報啓発を推進するとともに、周囲の運転者に対して、配慮すべき事項についての教育を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>障害者支援施設や介護施設等における交通安全教育の機会の提供に努める。</p>		

項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部交通部
細目	(8) 外国人に対する交通安全教育の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>日本の交通ルールに関する知識の普及を目的に、外国人向けの効果的な交通安全教育を推進するほか、外国人を雇用する使用者等の交通安全意識を高め、雇用されている外国人による積極的な講習会等への参加を促進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県地域安全課)</p> <p>(1) 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の交通安全ビデオの貸出しを実施するとともに、県ホームページにおいて、前述5か国語による基本的な交通ルール等に関する説明を掲載し、啓発を図る。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(2) 外国人集住地域における交通ルール・マナーの周知徹底</p> <p>外国人集住地域における安全確保のため、外国人集住地域周辺の小・中・高等学校に対し、自治体等と連携した参加・体験・実践型の自転車教室や交通キャンペーンを積極的に実施する。</p>		

項目	2 効果的な交通安全教育の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

交通安全教育にあたっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用するとともに、家庭・地域・職場から着実に交通安全教育を進める。

交通安全教育を行う機関・団体は、インターネット等を活用したネットワークの構築により、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や道路交通への参加態様に応じた交通安全教育の指導者の養成・確保、教材等の充実及び効果的な教育手法の開発・導入に努める。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 交通安全の情報の共有化

ア 県警察と共同構築したあいち交通安全ネット（Iネット）による情報配信

イ 愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体（267機関等）に対するインターネット・ファックスによる情報配信

(2) 資機材の貸与事業（交通安全DVD・ビデオの貸出し）

県が作成した愛知県ドライバーマナーアップ啓発ムービーを始め各種の交通安全啓発DVD・ビデオ等の貸出しを実施する。

(3) 交差点事故防止啓発事業 3,034千円

道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を開催する。

(4) 自転車安全利用対策推進事業 1,027千円

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(5) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 1,117千円

交通安全の啓発ボランティア「かけ橋」として活動を希望する人材を広く募集・登録し、地域の団体等の要請に応じて派遣する。

- ・登録者への研修の実施
- ・登録証明書の発行
- ・ジャンパー、帽子などの資材を支給

(6) 県民事務所交通安全啓発活動 1,375千円

- ・市町村の行催事に合わせた交通安全キャンペーンの実施
- ・安全なまちづくり・交通安全活動推進員による交通安全教室の開催

(警察本部交通部)

(7) 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

交通安全教育チーム「あゆみ」を中心として、交通安全教育車を積極的に活用した歩行訓練・自転車教室など参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

(8) インターネットを活用した情報の提供

あいち交通安全ネット（Ｉネット）、すぐメールにより、県・市町村・交通関係団体などに交通事故情勢、交通安全ワンポイントアドバイスなどを定期的に提供する。

(9) 交通安全教育指導者の養成

各種交通安全教室などを通じて、保育士、教諭、保護者、高齢者交通安全協力員等を地域の交通安全指導者として養成するとともに、老人クラブの自主的な交通安全活動の活性化を図るため、各クラブにシルバーリーダーとして高齢者交通安全指導員を設置する。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県 県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(1) 交通安全運動の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

年四回の交通安全県民運動を中心に、県民一人一人に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるため、愛知県交通安全推進協議会（県、県警察、市町村、関係機関・団体等）が地域住民と一体となって、組織的、継続的な交通安全運動を展開する。

特に地域のボランティアは、今後、運動継続の観点から若い世代の参加を働き掛け、裾野拡大を図る。

夕暮れ時の交通事故防止対策として「ライト・オン運動」（前照灯の早め点灯運動）、被害軽減対策として「全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動」、ドライバー対策として「交通安全スリーＳ運動」を推進する。

また、交通死亡事故など重大な交通事故に直結する悪質・危険性の高い交通違反及び交通安全運動の重点に沿った交通違反の指導取締りを実施し、広報啓発活動と交通指導取締活動を連動させた交通安全運動を効果的に推進する。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 交通安全運動の推進 35,183千円

ア 交通安全県民運動

- (イ) 春の全国交通安全運動 4月 6日～ 4月15日（10日間）（全国一斉）
- (ロ) 夏の交通安全県民運動 7月11日～ 7月20日（10日間）
- (ハ) 秋の全国交通安全運動 9月21日～ 9月30日（10日間）（全国一斉）
- (ニ) 年末の交通安全県民運動 12月 1日～12月10日（10日間）
- (ホ) 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動 通年
- (ヘ) ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動） 通年
- (ヘ) 交通安全スリーＳ運動 通年
- (コ) その他交通安全の日
 - ・交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日）（全国一斉）
 - ・交通事故死ゼロの日（毎月10日、20日、30日）
 - ・シートベルト・チャイルドシートの日（毎月20日）
 - ・高齢者を交通事故から守る日（毎月30日、2月は末日）
 - ・高齢者交通安全週間（9月14日～9月20日）

- ・自転車・二輪車安全利用の日（毎月10日）
- ・バイクの日（8月19日）
- ・飲酒運転根絶の日（毎月第4金曜日）
- ・飲酒運転根絶強調月間（12月）

イ 事業

- | | | |
|--------------------|----|----------|
| (ア) ポスター | 延べ | 50,400枚 |
| (イ) チラシ | 延べ | 232,000枚 |
| (ウ) チャイルドシートパンフレット | 延べ | 50,000枚 |

(エ) 交通安全県民大会の開催

年初に県民大会を開催し、交通事故防止を誓うとともに交通安全功労者の表彰を行い、県民の交通安全意識の高揚を図る。

平成29年1月13日 愛知芸術劇場大ホール

(警察本部交通部)

(2) 広報啓発と交通指導取締りを連動させた活動の推進

ア 交通事故死ゼロの日等における交通監視活動

イ シートベルト・チャイルドシート関所活動及び同活動と連動した交通指導取締りの実施

(3) 交通情報板等を活用した広報啓発活動の推進

交通情報板等を活用し安全運動に連動した広報啓発活動の実施

(4) 交通ボランティア活動の活性化と裾野の拡大

大学のドライバーズクラブや企業に対する働き掛けを行い、大学生や若手社会人等の若い世代の交通安全活動への参加を促進するなど、交通ボランティア活動の活性化と裾野の拡大を図る。

(5) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした啓発活動の推進

高齢者の歩行中・自転車利用中の事故防止に係る交通安全教育用DVDを作成し、老人ホーム、病院、公共施設等の待合室、スーパー銭湯等高齢者が多数利用する場所で放映する。

(DVD作成3,000枚)

(中日本高速道路株式会社)

(6) 高速道路における交通安全の推進

ア 年四回の交通安全県民運動において、警察本部高速道路交通警察隊と合同で、サービスエリア、パーキングエリア、インターチェンジ入口等で交通事故防止キャンペーンを実施し、交通安全啓発チラシ等を配布するとともに、横断幕・懸垂幕、情報板、ハイウェイラジオ等で交通安全広報を行い交通安全に対する意識の高揚を図る。また、交通安全運動期間以外でも、横断幕、懸垂幕、情報板、ハイウェイラジオ等により交通安全啓発を行う。

イ 高速走行時の要注意箇所の紹介（高速走行に気をつけガイドの発行）や企業・学校への社員派遣による交通安全セミナーの実施などの交通安全活動を積極的に実施する。

(7) 交通事故の特性、特に地域的・季節的な特性、曜日、時間帯及び車種別等の特性を考慮し、重点項目を絞った交通安全キャンペーンを実施し、小冊子・チラシ等の配布、横断・懸垂幕、ポスターの掲示、情報板、ハイウェイラジオ、情報ターミナル等により安全運転広報に努める。

- ・後部席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・対停止車両及び対人事故の削減

(愛知県道路公社)

- (8) 愛知県道路公社における交通安全運動の推進を目的とし、年四回の交通安全県民運動に、各有料道路情報板に交通安全運動実施中を表示するとともに、料金所においてドライバーにシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の追放等と呼びかけ、安全運転を啓発する。また、取り組み重点事項（飲酒運転の追放等）を印刷した啓発品を配布するなど、安全運転の広報に努める。

(名古屋高速道路公社)

- (9) 名古屋高速道路における交通安全運動の推進を目的とし、年四回の交通安全県民運動において交通安全啓発物品の配布及び横断幕の掲出等を行い、飲酒運転の根絶、後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用、落下物防止の徹底など安全運転意識の高揚を図る。また、交通安全運動期間以外でも、横断幕・情報板による交通安全啓発やラジオCM放送による速度抑制、安全運転、合流注意等の安全運転啓発広報を行う。さらに、注意標識・看板・路面標示等による安全対策を実施し、ホームページにおいて実施した交通安全対策や交通安全情報等の広報に努める。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目	(2) 思いやりの意識と交通マナーの向上の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

本来歩行者が守られるべき横断歩道において高齢者等が被害者となる事故が発生しており、ドライバーの思いやりの意識と交通マナーの欠如が見られる。こうした情勢に鑑み、交通安全教育の場や広報・啓発活動を通じて思いやりの意識と交通マナーの向上を図る。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) ドライバーに対する広報啓発活動

子どもや高齢者にやさしい思いやり運転の必要性を訴えるとともに、高齢運転者標識、聴覚障害者標識等表示車両に対する保護意識の醸成を図る。

(2) 交通安全スリーS運動の実施

自動車、自転車運転者が交通事故を防ぐため、特に心がける運転行動を啓発する「交通安全スリーS運動」を展開する。

S t o p (ストップ) 信号や一時停止の遵守、横断歩道や交差点では歩行者優先、飲酒運転の根絶

S l o w (スロー) 交差点での徐行運転、子ども・高齢者接近時の減速運転

S m a r t (スマート) シートベルトの全席着用の徹底、思いやりあるスマートな運転

(3) ハンド・アップ運動の実施

道路横断中の事故防止のため、歩行者が道路を横断するときは、ドライバーからよく見えるように手を挙げ、停車してくれたドライバーに感謝の気持ちを表し、横断する。また、ドライバーは、歩行者に思いやりの気持ちを持って停車する。このような運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。

(4) 高齢者交通安全広報事業 30,327千円

高齢者等の交通事故防止を図るため、テレビ・ラジオCMの放送、鉄道中吊り広告の掲出、並びに啓発イベントによる重点的な広報や事故防止に効果のある反射材の普及促進活動を行うことにより、広く県民に対して交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚を呼びかける。

(5) ドライバーマナー向上推進事業の実施

ア 法令違反・悪質危険運転対策

(ア) 安全運転診断実践事業 18,564千円

法令違反・悪質危険運転に起因する人身事故が多い市町村を主な対象として、ドライブレコーダーを搭載して運転診断を行う県民モニターの募集や体験イベントの開催等により、交通ルールの遵守や安全運転の大切さを体験してもらい、安全運転の実践を促すことにより、ドライバーの運転マナーの向上を図る。

(イ) スーパーマーケット等と連携した啓発キャンペーン 196千円

スーパーマーケット等と連携して、パネル展示や交通安全資器材等を活用した啓発キャンペーンを実施する。

イ 通学路の交通安全対策 280千円

児童の通学時間帯に、サイン板等を活用した立哨活動により啓発活動を実施する企業等を募集し、啓発資材の提供により企業の交通安全活動の支援を行い、通学路における交通事故の防止を図る。

(警察本部交通部)

(6) 悪質性、危険性及び迷惑性の高い交通違反の指導取締り

交通事故多発交差点等における横断歩行者等妨害等の取締り、通学路における交通指導取締り、保管場所法違反に対する取締り等を強化する。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目	(3) 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

死亡事故の約5割が交差点で発生し、全国平均(35.6%)を上回ることから、事故多発交差点や交差点事故の実態、特徴等を広く周知するなど各種啓発活動等を推進することで交差点事故防止のための交通安全知識の普及、交通安全意識の向上を図る。

特に交差点事故の主な原因が一時不停止、信号無視又は歩行者妨害によるものであることから「交通安全スリーS運動」を強力に推進する。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) ハンド・アップ運動

道路横断中の事故防止のため、歩行者が道路を横断するときは、ドライバーに横断する意思を明確に示すために手を挙げ、停車してくれたドライバーに感謝の気持ちを表して横断する。また、ドライバーは、歩行者に思いやりの気持ちを持って停車する。このような運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。

(2) 交通安全スリーS運動

交差点事故の防止や思いやり意識の醸成等を図るために、自動車、自転車利用者が特に心がける運転行動を啓発するため「交通安全スリーS運動」を展開する。

(3) 交差点事故防止啓発事業 3, 034千円

道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を開催する。

(警察本部交通部)

(4) 交差点における街頭指導の強化

交通事故の多発傾向にある交差点等における「見せる・目立つ・聞かせる」街頭活動により、通行するドライバー等の交通安全意識の高揚を図る。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部交通部
細目	(4) 自転車の安全利用の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

良好な自転車交通秩序を実現させるため、自転車利用者に対し自転車は車両であることの意識を徹底させる。そして、車両としての交通ルールの周知及び交通マナーの実践の徹底を図り、車道を通行する自転車と歩道を通行する歩行者の双方の安全を確保する。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行、歩道通行時におけるルール等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。

特に、自転車安全利用月間の五月には、自転車の正しい乗り方及び安全整備に関する広報啓発活動を強化する。

夕暮れの時間帯から夜間にかけて、自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取付けを促進する。

また、13歳未満の子どもが自転車に乗車する際のヘルメットの着用が保護者の努力義務「道路交通法」(昭和35年法律第105号)であることや自転車の交通事故実態等について広報啓発を推進するとともに、被害軽減対策として有効なヘルメットの着用を幼児・小学生を始め、高齢者その他全ての自転車利用者に対し積極的に促進する。

高齢者及び小中学生に対しては、参加・体験・実践型の交通安全教室や交通安全自転車大会等の競技を通じた広報啓発に努め、教育の機会が少ない、社会人・大学生・成人に対しては、大学・企業へ交通安全教育などの参加を働き掛け、自転車安全教育の機会提供を図る。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 自転車安全利用対策推進事業 1, 027千円

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(2) 自転車安全利用重点広報啓発事業 18, 797千円

自転車の交通死亡事故の抑止を図るため、テレビCMによる重点的な広報やそれに併せて自転車安全利用の啓発キャンペーン隊活動を展開する。

(3) 自転車・二輪車安全利用の日等における啓発活動の推進

自転車・二輪車安全利用の日、月間等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。

- ・自転車・二輪車安全利用の日 毎月10日
- ・自転車・二輪車安全利用月間 5月

(4) 交通安全スリーS運動の推進

自転車も車両の一種であり、乗り方によっては歩行者に危害を加えるおそれがあることから、自転車の安全利用を図るため「交通安全スリーS運動」を推進する。

(5) 損害賠償責任に備える保険の加入促進

自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、損害賠償責任保険等への加入を促進する。

また、自転車安全基準に適合した自転車に貼付されるBAAマークや自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるTSマーク（賠償責任保険等付）などの各種制度の周知を図る。

(警察本部交通部)

(6) 総合的推進計画に基づく自転車安全利用の促進

「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策推進計画」（平成28年1月策定）に基づき、更なる自転車の安全利用を促進するための広報啓発活動、指導取締り、通行環境の整備等を推進する。

(7) 5月中における交通安全啓発活動の実施

5月を自転車利用者に対する交通安全啓発活動の推進期間として自転車の安全利用に資する広報啓発活動、自転車の交通ルールの周知に向けた安全教育等を推進する。

(8) 反射材の普及促進

自治体、交通関係団体と連携し、街頭キャンペーンなどを実施し、自転車への反射材の取付けを促進する。

(9) 自転車用ヘルメットの着用の促進

自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、自転車利用者に対し、自転車利用中のヘルメット着用を促進する。

(10) 幼児二人同乗用自転車の安全利用の周知徹底等

幼稚園・保育所等における自転車教室等の機会を通じ、幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発活動を実施する。

(11) 参加・体験・実践型の交通安全教室等

- ア 交通安全子ども自転車愛知県大会 平成28年7月21日
- イ ブロック別高齢者自転車教室 年度内に実施
- ウ 交通安全高齢者自転車愛知県大会 平成28年11月10日

(12) 自転車指導啓発重点地区・路線における指導啓発活動の強化

自転車指導啓発重点地区・路線（45地区、47路線）を中心に、自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した指導啓発活動を強化する。

(13) 自転車安全利用モデル校における自転車安全教育の推進

小学校、中学校及び高等学校（合計132校）において、自転車安全教育を積極的に推進し、学校における自転車の安全利用の促進を図るとともに、教職員自身の安全意識・技能の向上を図るなど、必要な支援を行う。

- (14) 自動車等の運転者の立場における安全教育の実施
 運転免許の更新時講習等において、自動車等の運転者の立場から、自転車の安全を確保するための留意事項についての教育を実施する。
- (15) 安全教育への機会が少ない高齢者・社会人・大学生・主婦等への自転車安全教室の参加促進
 安全教育の対象者を高齢者・社会人・大学生・主婦等、幅広い年齢層に拡大するため、児童・生徒を対象とした自転車教室への保護者の参加要請や安全運転管理者を通じた事業所レベルでの安全教室の開催等の工夫を実施する。
- (16) 自転車運転者講習制度の周知徹底
 平成27年6月1日に導入された自転車の運転による交通の危険を防止するための自転車運転者講習の制度の周知を図り、自転車利用者の交通ルールの遵守意識を醸成する。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 中部運輸局、県地域安全課、警察本部交通部
細目	(5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	

1 計画の実施方針及び重点施策

年四回の交通安全県民運動、交通事故死ゼロの日や各種交通安全教室・講話の機会を利用し、後部座席を含め全ての座席におけるシートベルトの着用促進を図る広報啓発活動を行うほか、非着用者に対する指導取締り活動を実施する。

また、バス・タクシー等における乗客のシートベルトの着用について、関係事業者等を通じて指導徹底を図る。

2 計画の内容

(中部運輸局)

(1) 年四回の交通安全県民運動、年末年始の輸送等安全総点検において、シートベルト着用について啓発する。

(県地域安全課)

(2) シートベルト・チャイルドシート着用徹底

「カチッと100!」を合言葉に、着用率100%をめざす。

ア 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用徹底年間運動の展開

・シートベルト・チャイルドシートの日 (毎月20日)

・シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

(6月11日～20日、11月11日～20日、2月11日～20日)

・県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所

(6月20日、11月18日、2月20日)

イ 企業・事業所による全座席シートベルト着用宣言の促進

パートナーシップ企業等に対して全座席シートベルト着用宣言を促進し、情報の提供や啓発物等を配布するなど、取組を支援する。

ウ あらゆる機会を通じた広報活動の推進

(3) 交通安全スリーS運動の推進

シートベルト着用は乗車時の身だしなみと捉え、全席着用の徹底を図るため「交通安全スリーS運動」を推進する。

(警察本部交通部)

- (4) 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所活動の実施
- (5) 交通情報板等を活用した広報の実施
- (6) 広報資料やシートベルトコンビンサーを活用した広報啓発活動の実施
- (7) 後部座席シートベルト着用指導カード（オレンジカード）を活用した指導の実施
- (8) シートベルトモデル事業所の指定

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 中部運輸局、県地域安全課、警察本部交通部
細目	(6) チャイルドシートの正しい使用の徹底	
1 計画の実施方針及び重点施策 年四回の交通安全県民運動、交通事故死ゼロの日を中心に、広報検問、街頭キャンペーン等の活動を通じてチャイルドシートの着用効果、正しい着用方法について広報啓発を行うほか、非着用者に対する指導取締活動を実施する。		
2 計画の内容 (中部運輸局)		
(1) 取り付ける際の誤使用防止や側面衝突時の安全確保等の要件を定めた新基準（i-Size※12）に対応したチャイルドシートの普及促進、チャイルドシートと座席との適合性の公表の促進、製品毎の安全性に関する比較情報の提供を行うとともに、正しい使用方法の周知徹底を推進する。		
(県地域安全課)		
(2) 街頭において、チャイルドシート使用調査を実施する。		
(3) 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用徹底年間運動の展開		
ア シートベルト・チャイルドシートの日（毎月20日）		
イ シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間 （6月11日～20日、11月11日～20日、2月11日～20日）		
ウ 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所 （6月20日、11月18日、2月20日）		
(4) 広報啓発活動の推進 「カチッと100！」を合言葉に、あらゆる機会を通じ、チャイルドシートの着用に的を絞った効果的な広報啓発活動を推進する。 チャイルドシートパンフレット 50,000枚		
(警察本部交通部)		
(5) 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所活動の実施		
(6) チャイルドシート使用徹底モデル園の指定		
指定園数 44園		
モデルプレート 44本 58千円		
(7) 交通情報板等を活用した広報活動を実施		

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目	(7) 反射材用品等の普及促進	

1 計画の実施方針及び重点施策

夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果的な反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材の展示会の開催等を推進する。

また、運転者の視認性の向上と併せ、歩行者や自転車利用者、対向車に自分の存在をいち早く知らせるために、「ライト・オン運動」(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)を展開し、夕暮れ時の交通事故防止を図る。

2 計画の内容

(県地域安全課)

- (1) 各季の交通安全県民運動を通じた普及啓発
街頭啓発活動や高齢者が多数集まる祭礼・行事等において啓発品の配布を実施する。
- (2) 交通安全県民運動として、ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)を通年実施
県内一斉ライト・オン関所 9月23日

(警察本部交通部)

- (3) 各季の交通安全運動を中心に、街頭キャンペーン、反射材の効果を実証する参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。
- (4) 高齢者交通安全協力員等による普及促進
高齢者交通安全協力員及び高齢者交通安全協力所を活用した反射材の配布活動による普及促進に努める。
- (5) ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)の実施
各季の交通安全運動を中心に、交通情報板等を活用した広報活動や街頭キャンペーンを実施するほか、各種交通安全教室・講話において広報啓発に努める。
- (6) 県内各自治体のマスコットキャラクターを起用した交通安全広報活動を通じて反射材の着用効果の周知や反射材着用の普及に努める。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課、県障害福祉課、警察本部交通部
細目	(8) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	

1 計画の実施方針及び重点施策

飲酒運転に起因する交通事故の実態・危険性等を広く周知させるため、キャンペーン等の広報啓発活動を推進し、飲酒運転を許さない社会環境づくりの定着化を図る。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 飲酒運転根絶のための広報啓発活動等の実施

関係機関・団体と連携を強化し、飲酒運転四(し)ない運動(運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。)を始め、飲酒運転根絶の日(毎月第4金曜日)、飲酒運転根絶強調月間(12月)及び「交通安全スリーS運動」等により、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン、広報啓発活動を実施する。

また、飲酒運転根絶に向け、年四回の交通安全県民運動等を通じ、チラシや啓発品の配布等を実施するとともに飲酒運転の危険性を疑似体験できるゴーグルを活用した安全教育を各種機会に実施する。

県庁、県民事務所等において、飲酒運転防止啓発ビデオ、飲酒体験ゴーグル等の貸出しを行う。

(県障害福祉課)

(2) アルコール依存症に対する相談支援

愛知県精神保健福祉センターや県内12か所の保健所が実施する精神保健福祉相談において、アルコール依存症に関する本人やその家族からの相談に応じ、対応の仕方の助言を行ったり、医療機関や断酒会を紹介するなどの支援を行う。

(警察本部交通部)

(3) 飲酒運転根絶キャンペーンの実施

ア 交通関係団体と連携した飲酒運転根絶キャンペーンを実施するとともに「ハンドルキーパー運動」の普及促進を図る。

イ 交通情報板等を活用した広報啓発活動を実施し、飲酒運転根絶気運の醸成を図る。

(4) 地域、職域との連携

地域の交通ボランティアや安全運転管理者等を通じて、地域、職場における飲酒運転根絶機運の高揚を図る。

(5) 酒類関係団体との連携

酒の製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対し、飲酒運転を根絶するための取組を要請する。

(6) 自動車運転代行業利用者の利便性・安心感の向上

酒類提供飲食店等に対し、自動車運転代行業に関する情報の提供や店内への運転代行業者連絡先の掲示の働き掛けを実施するなど、利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を推進する。

(7) 飲酒運転や飲酒運転周辺者三罪(車両提供、酒類提供、要求・依頼しての同乗)の罰則及び行政処分の周知徹底あらゆる機会や広報媒体を通じて、酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者、車両提供者、酒類提供者、同乗者等に対する罰則及び運転免許の行政処分について引き続き周知し、飲酒運転の根絶を図る。

(8) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

酒に酔った状態を疑似体験することのできる飲酒体験ゴーグルにより、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県広報広聴課、県地域安全課、警察本部交通部
細目	(9) 効果的な広報の実施	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通安全の啓発を生涯学習の一つとして捉え、県民一人一人が交通事故の悲惨さや交通事故は誰でも起こす可能性があるということの理解を深める活動を行う。

そのために日常生活の中で自発的な交通安全意識を醸成するため、世代相互の理解と思いやりを高めるなど、各世代それぞれの特徴に応じた広報啓発活動を推進する。

2 計画の内容

(県広報広聴課)

(1) テレビ・ラジオ放送による広報

媒体名	内 容	
テレビ	東海	SKE48のあいちテル!
	名古屋	まるまる◎あいち
ラジオ	CBC	あいち県政リポート
	東海	こんにちは愛知県です
	@FM	AICHI SATURDAY TOPICS
	ZIP-FM	AICHI SUNDAY TIPS

(2) 広報紙による広報

広報あいち	毎月第一日曜日に中日・朝日・読売・毎日新聞に掲載
-------	--------------------------

(3) インターネットによる広報

あいちインターネット情報局	県ウェブサイト「ネットあいち」上で、知事記者会見、県政リポート等を動画で配信
---------------	--

(4) その他

広報資料「愛知だより」	市町村が発行する広報誌等に転載してもらうため、毎月1日に、県民にかかわりの深い県政情報をメールにて発行
提供原稿	テレビ(CATVを含む)・ラジオ局に、お知らせ番組やデータ放送の放送原稿として県政情報を定期的に提供
写真展示	庁舎内掲示板

<p>(県地域安全課)</p> <p>(5) 街頭ビジョンによる広報</p> <p>(6) テレビ・ラジオCMの放送、鉄道中吊り広告の掲出 (警察本部交通部)</p> <p>(7) テレビ・ラジオによる広報啓発の実施 ア 交通事故防止等をテーマとしたテレビ番組の制作・放映 イ 東海ラジオ 「セーフティメッセージ」 月～金曜日、1日2回(約75秒) ウ JA共済と連携した「安心めっせ〜じ」1回約3分 東海ラジオ 金曜日 FM A I C H I 水曜日</p> <p>(8) 県警ホームページ等を活用した広報の実施 ア 携帯電話向けメールマガジン「パトネットあいち」による交通死亡事故情報の配信 イ 県警ホームページ内の交通安全ページにおける広報啓発 ウ パソコン向けメールマガジン「すぐメール」による交通安全情報の配信 エ インターネットを活用したメール一斉配信「Iネット」による交通安全情報の配信 カ ツイッターによる交通安全情報の配信</p> <p>(9) 関係機関・団体との協力及び広報資料を活用した訴求力の高い広報の実施 チラシ・ポスター等を活用した広報の実施</p> <p>(10) 交通情報板等を活用した広報啓発活動の実施</p>

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 中部運輸局、県地域安全課、警察本部交通部
細目	(10) その他の普及啓発活動の推進	

<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高齢社会の進展、日常生活の夜型化、レジャー化、国際化等、様々に変化する社会情勢の中で、本格的な県民皆免許・大量交通時代を迎え、交通安全を国民行事として捉え、県民に対しあらゆる機会を活用して多角的に交通安全思想の普及、啓発を図る。</p> <p>2 計画の内容 (中部運輸局)</p> <p>(1) 交通安全運動等の期間中、ポスター等の掲出、ホームページへの掲載を行う。 (県地域安全課)</p> <p>(2) 県民事務所等の交通安全啓発活動 1, 375千円 地域の交通事故情勢に即した啓発キャンペーンや交通安全教室を開催する。 (警察本部交通部)</p> <p>(3) 関係機関・団体との連携による総合的な交通安全行事の開催</p> <p>(4) 各種広報紙に対する資料提供及び寄稿の推進</p> <p>(5) 交通安全普及所による交通安全教育の推進 ペーパーテストや機械検査による運転適性検査の実施等</p> <p>(6) 派遣型交通安全教育の実施 交通安全教育チーム「あゆみ」による派遣型交通安全教育の実施</p>
--

項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関) 県地域安全課
細目	(11) 交通死亡事故多発時における緊急対策	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通死亡事故が一定期間、集中的に発生した場合に、県民に対し交通事故への注意を喚起するため、交通死亡事故多発警報などを発令するとともに、県、警察、市町村、関係機関・団体等が連携・協働して総合的かつ集中的な事故防止対策を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>緊急交通安全啓発事業費 615千円</p> <p>「愛知県交通死亡事故多発警報等発令要綱」に基づき、警報等を発令した際には、ホームページやラジオ等、あらゆる広報媒体を活用した広報、緊急街頭啓発活動等を速やかに実施することにより、警報等発令の周知及び県民の交通事故に対する注意を喚起し、交通死亡事故の抑止を図る。</p>		

項目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	(実施機関) 中部運輸局、県社会活動推進課、県地域安全課、県学事振興課私学振興室、県子育て支援課、県教委生涯学習課、警察本部交通部
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通関係機関・団体との連携を強化し、交通安全運動への参加及び交通事故防止等自主交通安全活動の指導・協力を行う。</p> <p>また、地域に根ざした交通安全組織の結成及び自主活動の活性化を図り、県民の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(中部運輸局)</p> <p>(1) 各自動車運送事業者団体への助言、資料等の提供を始め、交通安全運動への参加及び事故防止等に対する指導・協力を行う。</p> <p>(県社会活動推進課)</p> <p>(2) 青少年県民運動の推進</p> <p>青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動や青少年健全育成県民運動の中で、愛知県教育委員会、警察本部と連携して、暴走族追放や交通事故防止の機運を醸成する。</p>		

(県地域安全課)

(3) 愛知県交通安全母の会に対する事業費の一部補助

母親による全県的な交通安全ボランティア組織である愛知県交通安全母の会が実施する交通安全対策事業を助成することにより、組織の拡大と事業の活性化を図る。

事業名 愛知県交通安全母の会事業費補助金

補助金 500千円

(4) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 1,117千円

交通安全の啓発活動ボランティア「かけ橋」として活動する人材を広く募集・登録して、地域の団体等の養成に応じて派遣する。

- ・登録者への研修の実施
- ・登録証明書の発行
- ・ジャンパー、帽子などの資材を提供

(5) 愛知県交通指導員連絡協議会の活動の推進

交通指導員に対する情報の提供、研修の実施、交通指導員相互の連携等を通じて、交通指導員の能力の向上と活動の充実を図る。

(6) 交通安全パートナーシップ企業活動支援事業 257千円

従業員に対する交通安全啓発はもとより、街頭啓発活動や顧客等への注意喚起等の交通安全対策を自主的かつ積極的に実施している企業等を「交通安全パートナーシップ企業」として位置付け、これを広く募集し、県のホームページ等で公表するとともに、啓発資材や情報等を積極的に提供し、自主交通安全活動の一層の促進を図る。

(県学事振興課私学振興室)

(7) 私立学校に対する交通安全の推進

ア 私立学校関係団体が実施する交通安全運動などの機会を捉え、交通安全に関する情報・資料の提供により、幼児・児童・生徒等への交通安全教育の一層の推進を図る。

イ 私立学校経常費補助金

交通安全教育に関して、外部講師による研修や地域との協働の取り組みなどを実施する私立幼稚園等に対して補助を行う。

私立学校経常費補助金 39,949,539千円の一部

(県子育て支援課)

(8) 地域組織活動促進事業

母親等による手作り交通安全啓発マスコットを街頭配布するなどの交通安全啓発事業を促進する。

(県教委生涯学習課)

(9) 社会教育の場において、PTA、女性団体、青少年団体等を対象として、交通安全教育の推進を図るとともに、実践活動を推奨する。

(警察本部交通部)

(10) トラック協会、バス協会、宅配業者、安全運転管理者等に対する模範運転意識を高揚させるための「Iネット」配信を含む積極的な情報提供と交通安全思想の普及徹底

(11) 交通安全に関する情報・資料の積極的な提供

(12) 後部座席を含むシートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用についての自主的活動の促進

- (13) 関係機関・団体との連携による広報啓発行事等の実施
 - ・街頭点検、街頭キャンペーン等の実施
 - ・交通安全功労者（団体）、優良運転者等の表彰
- (14) 愛知県交通少年団指導者育成協議会を通じた交通少年団活動の助成及び指導育成
 - ・交通少年団集合訓練
 - ・機関紙の発行
 - ・啓発物の配布
- (15) 住民参加による交通安全行事等の実施
- (16) 交通安全に関する情報等の提供
- (17) 地域社会における交通安全功労者等の表彰
 - ・交通安全奉仕顕賞等表彰の実施
 - 500人 361千円
 - 功労金章（10年以上の街頭活動歴と抜群の功労）
 - 功績銀章（6年以上の街頭活動歴と多大な功績）
 - 優良銅章（3年以上の優良な街頭活動歴）
 - 奉仕き章（6か月以上の街頭活動歴）
 - ・優良自動車運転者表彰の実施（自己申告）
 - 700人 283千円
 - セーフティ・ゴールド賞（15年以上無事故・無違反）
 - セーフティ・シルバー賞（10年以上無事故・無違反）
 - セーフティ・コパー賞（6年以上無事故・無違反）

項目	5 住民の参加・協働の推進	（実施機関） 県地域安全課、県道路維持課、県教委健康学習室、警察本部交通部
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底にあたっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

2 計画の内容

（県地域安全課）

- (1) 交通安全パートナーシップ企業活動支援事業 257千円

従業員に対する交通安全啓発はもとより、街頭啓発活動や顧客等への注意喚起等の交通安全対策を自主的かつ積極的に実施している企業等を交通安全パートナーシップ企業として位置付け、これを広く募集し、県のホームページ等で公表するとともに、啓発資材や情報等を積極的に提供し、自主交通安全活動の一層の促進を図る。

(県道路維持課・県教委健康学習室・警察本部交通部)

(2) 交通安全総点検や「通学路交通安全プログラム」に基づく合同点検を継続的に実施し、住民に積極的な参加を求め、交通安全対策を推進する。

(警察本部交通部)

(3) 交通安全教育チーム「あゆみ」と連携した効果的かつ分かりやすい交通安全教育を推進する。

第3節 安全運転の確保

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 警察本部交通部						
細目	(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実							
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>安全運転に必要な知識及び技術を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時においては、特に危険予測・危険回避能力向上のための訓練を行うほか、個々の心理的・性格的適性を踏まえた教育、交通事故の悲惨さの理解を深める教育等を通じて運転者の安全意識の向上を図る。</p> <p>また、停止処分者講習を始めとした各種講習を通じて運転者に対する再教育を効果的に実施するため、講習施設・設備等の充実を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資器材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 自動車教習所における教習の充実</p> <p>各種研修等を通じて指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上を図るとともに、技能検定に立ち会うなどの立入検査の結果に基づいた指導による教習水準の維持・向上を促進するほか、指定自動車教習所以外の届出自動車教習所に対しても、その水準向上のため、適正な教習の実施に必要な指導・助言に努める。</p> <table border="0"> <tr> <td>指定自動車教習所数</td> <td>平成28年4月1日現在</td> <td>54校</td> </tr> <tr> <td>届出自動車教習所数</td> <td>〃</td> <td>3校</td> </tr> </table> <p>(2) 運転者の安全意識を向上させる教育の充実</p> <p>自動車教習所における教習等において、交通事故の悲惨さを理解させ、安全意識を向上させる教育の充実に努める。</p> <p>(3) 取得時講習の充実</p> <p>運転免許取得者講習(大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習及び応急救護処置講習)を効果的に実施するため、講習委託先に対する必要な指導監督を行い、講習に必要な体制の整備を図る。</p>			指定自動車教習所数	平成28年4月1日現在	54校	届出自動車教習所数	〃	3校
指定自動車教習所数	平成28年4月1日現在	54校						
届出自動車教習所数	〃	3校						

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 運転者に対する再教育等の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 取得者教育の認定を受けた教育機関（自動車教習所）に対する指導・助言によりその水準の向上を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 既に運転免許を取得した者に対する再教育を実施している自動車教習所等に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者への教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての自動車教習所等の機能を充実強化する。</p> <p>(2) 更新時講習の充実 優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習の実施、講習指導員の資質の向上と適正人員の確保、講習内容の充実及び講習施設と資機材の整備・充実を図ることにより、効果的な更新時講習を実施する。</p>		

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 県教委健康学習室、警察本部交通部
細目	(3) 二輪車安全運転対策の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 二輪車事故の防止対策として、二輪車関連団体等との連携を密にし、若年層を中心として安全運転に関する知識・技能習得のための参加、実践型の交通安全教育・訓練等を実施し、二輪運転の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>2 計画の内容 (県教委健康学習室)</p> <p>(1) 主に定時制や山間部の生徒で、学校長から原付での通学を特別に許可されている生徒については、各学校で交通安全教育を実施する。</p> <p>(警察本部交通部)</p> <p>(2) 交通安全教育、訓練の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライダースクール（二輪車安全運転講習）の実施 16回 505千円 ・バイク教室等の開催 <p>(3) 二輪車安全運転愛知県大会の実施 6月18日</p> <p>(4) その他二輪車運転者に対する教育 指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定制度の適正な運用を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により二輪車運転者に対する教育の充実を図る。</p>		

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 県交通対策課、 県地域安全課、警察本部交通部
細目	(4) 高齢運転者対策の充実	

1 計画の実施方針及び重点施策

高齢社会の進展に伴い増加する高齢運転者に対する教育体制を整備するとともに、実車を用いた参加・体験・実践型講習及び科学的運転適性検査器等を活用した運転適性検査の実施による個別安全運転指導を推進するとともに、公共交通の確保・充実の支援を行うことにより、自動車等の運転に不安を有する高齢運転者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。

2 計画の内容

(県交通対策課)

(1) 公共交通の確保・充実の支援

住民の足である公共交通の確保・充実に向けた公共交通事業者、市町村及び関係機関の取組に対し助言、調整を行い支援する。

(県地域安全課)

(2) 高齢運転者に対する広報啓発活動の推進

高齢運転者と高齢歩行者・自転車利用者による交通死亡事故が多発していることから、高齢者を対象とした参加・体験型の出張講座を始めとする交通安全教育等の機会を通じて高齢者の特性、交通事故実態等の周知を図る。

(警察本部交通部)

(3) 高齢運転者に対する教育の充実

ア 高齢者に対する教育の充実

75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の適切な運用の徹底を図るとともに、同検査に係る問い合わせ、相談等の対応にあたっては、本人及びその家族の心情に配慮した対応に努める。

高齢者講習については、認知機能検査等の実施状況を踏まえ、より効果的な講習内容の検討を行い、円滑な講習の運営に努めるとともに、認知機能検査等の結果に基づくきめ細やかな教育に努める。

イ 臨時適性検査の確実な実施

認知機能検査の結果、記憶力・判断力が低くなっていると認められ、かつ、特定の違反がある場合には、臨時適性検査等を確実に実施する。

また、交通事故捜査、運転適性相談、高齢者講習の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、的確に臨時適性検査を行うとともに、認知症であることが判明した者については運転免許の取消し等の行政処分を確実にを行う。

ウ 高齢運転者支援の推進

申請による運転免許の取消し制度及び運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、運転経歴証明書の提示に伴う各種販売店等における特典付与の働き掛けと運賃割引等の支援措置を充実させることにより、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境整備を図る。

エ 高齢者からの相談に対する適切な対応

高齢者やその家族からの運転適性相談を始めとした各種相談を実施する際には、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行うとともに、各種運転免許関係手続について高齢者の利便性の向上に努める。

(4) 高齢運転者標識の表示の促進

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。

また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への保護意識を醸成する運転者教育に努める。

(5) 臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入等

平成29年6月までに予定されている臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入等を内容とする平成27年の「道路交通法」(昭和35年法律第105号)改正の円滑な施行に向け、大幅な増加が見込まれる臨時適性検査、診断書提出命令を適切に実施するための医療機関との連携強化、高齢者講習等を的確に実施するための体制の整備、受講者の受入体制の拡充等計画的な準備作業を行う。

(6) 運転シミュレータを活用した交通安全教育の実施

可搬式運転シミュレータを活用した交通安全教育を実施する。

(7) 緊急チラシ等の掲示による広報啓発活動の推進

高齢者の事故が多発した場合に、高齢者が多数利用するショッピングセンターや高齢者交通安全協力所、地域の掲示板等に緊急チラシの掲示を依頼するなど、高齢者の交通事故実態が広く浸透される活動を推進する。

(8) 高齢者の身体機能の変化と行動特性を捉えた交通安全教育の実施

ドライブレコーダー等を活用し、高齢者自身の意識と行動の違いが確認出来るような手法に配意したシニアドライバーズスクールを計画的に実施する。

(9) 頻繁に交通事故を惹起する高齢運転者対策の実施

一定期間に複数回の交通事故の当事者となった高齢者に対する個別訪問活動等を行い、当該事故の状況等を踏まえたきめ細やかな指導を実施する。

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目	(5) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	

1 計画の実施方針及び重点施策

シートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの着用効果に対する理解と正しい着用の一層の徹底を図るため、あらゆる機会、広報媒体等を通じて継続的に広報活動を推進するとともに、非着用者に対する指導取締りを強化する。

2 計画の内容

(県地域安全課)

(1) 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動の展開、シートベルト・チャイルドシートの日及びシートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間の設定

毎月20日を「シートベルト・チャイルドシートの日」とし、シートベルト・チャイルドシート着用に関する街頭啓発活動を徹底するほか、6月、11月、2月に「シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間」を実施し、この旬間の最終日には、県内一斉に「シートベルト・チャイルドシート関所」を実施する。

(2) 広報啓発活動の推進

合言葉「カチッと100!」や「交通安全スリーS運動」を通じ、シートベルト・チャイルドシートの着用に的を絞った効果的な広報啓発活動を推進する。

・シートベルト・チャイルドシートパンフレット 約50,000枚 360千円

(3) 企業・事業所による全座席シートベルト着用宣言の促進

パートナーシップ企業等に対して全座席シートベルト着用宣言を促進し、情報の提供や啓発物等を配布するなど、取組を支援する。

(警察本部交通部)

(4) 交通安全教育の推進

運転者講習、交通教室等において、衝撃体験等を取り入れた教育を実施し、シートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの着用効果と正しい着用方法についての周知徹底を図る。

項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関) 県地域安全課、警察本部 交通部
細目	(6) 自動車運転代行業の指導育成等	

1 計画の実施方針及び重点施策

警察庁及び国土交通省が策定した「運転代行サービスの利用環境プログラム」や「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」に基づき、自動車運転代行業の利用者の利便性・安心感の向上及び自動車運転代行業の健全化を図り、飲酒運転根絶の受け皿としての運転代行サービスの普及を促進する。

2 計画の内容

(1) 利用者の利便性・安心感の向上

愛知県運転代行業協会を始め、業者に対して安心して利用できる事業者に関する情報の利用者への提供や料金体系の明確化など、自動車運転代行業の利用促進に向けた自主的な活動を支援する。

(2) 自動車運転代行業の健全化

違法駐車、無保険営業、名義貸し及び変更届出義務違反等の取締りや自動車運転代行業者に対する指導監督を強化し、ホームページにおいて行政処分を受けた自動車運転代行業者の公表を行う。

項目	2 適正な運転免許行政の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

運転免許に係る各種申請者等の利便性の向上、指定自動車教習所に対する指導監督を徹底するほか、危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速・的確に実施するとともに、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図る。

また、運転適性検査を積極的に実施し、運転者個々の心理的・性格的な教育等を行うとともに、障害者及び一定の病状を呈する病気等にかかっている者を対象として運転免許制度の周知を図る。

2 計画の内容

(1) 運転免許手続における簡素合理化の推進

申請書に係る県民の負担軽減の観点から、運転免許証の更新についての即時交付窓口の拡大、優良運転者に係る利用可能な更新窓口の拡大、運転免許手続の簡素合理化を一層推進することとし、必要な各種資機材の整備を図る。

(2) 利便性を考慮した運転免許業務の推進

運転免許証更新申請者等の利便の向上に配慮した運転免許試験場の施設の整備、コース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大及び持参した写真による運転免許証の作成を希望する申請者への適切な対応に努める。

- (3) 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等
学科試験における不正行為を防止するため、出題パターンの複数作成、試験問題の定期的な更新、試験監視体制の確保等の対策を一層推進する。
また、指定自動車教習所に対する指導監督を徹底し、適正な業務の推進及び技能検定の適正水準の維持を図る。
- (4) 危険な運転者の排除と改善等
ア 危険な運転者の排除と改善
危険な運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速・的確に実施する。併せて自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。
また、違反行為をした危険な運転者の改善のため、初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習について、講習指導員を計画的に養成し、資質の向上を図るとともに、講習施設等の整備・充実に努め、指導の充実に努める。
特に、取消処分者講習については、受講対象の拡大(準取消処分者等)に適切に対応するとともに、指定講習機関制度の適正な運用により講習水準の維持向上に努める。
- イ 常習飲酒運転者対策
飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速・的確に行う。また、取消処分者講習等における飲酒学級の講習内容の充実に努めるとともに、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした飲酒取消講習を効果的に推進する。
- ウ 暴走族及び違法行為を敢行する旧車會対策の推進
暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。特に、共同危険行為等の重大違反の唆し行為による運転免許の取消処分の的確な実施に努める。
- (5) 運転適性検査等の効果的活用
運転者の運転特性を診断するために開発された筆記による運転適性検査や運転適性検査器材を用いた運転適性検査を積極的に活用し、その結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識の醸成を図る。
- (6) 障害者等に対する運転適性相談の充実等
ア 障害者等に対する運転適性相談の充実
障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者の運転免許の取得について、自動車等の安全な運転への支障の有無を個別に判断する必要があることを踏まえ、担当職員の専門的知識・技能の向上を図り、障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者に対する運転適性相談のより一層の充実に努める。
- イ 運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の徹底
一定の症状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度について、県民に対する周知徹底に努める。
その際、虚偽記載した質問票の提出に対する罰則が設けられていること並びに一定の症状を呈する病気に該当すること等を理由として取り消された者は3年以内であれば運転免許試験が一部免除されること及び当該取り消された運転免許がみなし継続されることを併せて周知することにより、正しい病状申告を促進する。
- ウ 医師との連携
一定の症状を呈する病気等に該当する疑いがある者の主治医からの届出が行いやすい環境づくり及び臨時適性検査の円滑な運用のため、医師団体との連携を強化する。

エ 障害者に対する配慮

運転免許試験場等における障害者の利便のため、身体障害者用に改造を行った持込み車両等による技能試験を実施するとともに、聴覚障害者が運転できる車種の拡大に伴い、字幕入り講習用ビデオの導入、漢字に振り仮名を付けた学科試験の作成、技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保等に努める。

また、障害者に係る教習体制の充実について、指定自動車教習所等に対する指導を推進するとともに、聴覚障害者標識や身体障害者標識を表示した自動車の周囲の運転者の配慮事項について広報啓発を行う。

(7) 準中型免許制度の円滑な施行

平成29年6月までに予定されている準中型免許の区分新設等を内容とする平成27年の「道路交通法」(昭和35年法律第105号)改正の円滑な施行に向け、広報啓発活動の推進、技能試験の実施体制の整備、教習所に対する指導等計画的な準備作業を行う。

(8) 国際化に対応した運転免許事務の推進

外国語による運転免許学科試験を実施するとともに、外国等の運転免許を有するものに対する運転免許試験の一部免除にあたっては、自動車の運転に支障がないことの確認を適正に実施する。

また、偽造免許証による国内免許の不正取得の防止措置を強化する。

(9) 大規模災害対策の推進

大規模災害により運転免許証を亡失等した被災者の利便を図るため、再交付業務の早期再開等のための体制を構築する。

項目	3 安全運転管理の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目		
1 計画の実施方針及び重点施策 運転者の大半は、企業に属しており、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、自主交通安全活動の活性化を図ることによって、職場、地域及び家庭における交通安全意識の高揚と交通事故防止に努める。		
2 計画の内容		
(1) 安全運転管理者等講習の実施 安全運転管理者、副安全運転管理者に対する法定講習の実施 72回 40,186千円		
(2) 安全運転管理者選任事業所に対する指導の徹底		
(3) 安全運転管理者講習未受講者に対する指導の徹底		
(4) 未選任事業所の発見		
(5) 安全運転管理モデル事業所の委嘱及び指導		
(6) 若年従業員に対する交通安全教育の強化		

項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目	(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 運輸安全マネジメント評価によって、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。</p> <p>(2) 自動車運送事業者の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業の安全を確保するため、事業者に対し指導講習の受講を義務付けるとともに、受講の環境を整えるため、講習実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き、講習の実施者の民間参入を促進する。</p> <p>(3) 事業者の安全意識の高揚を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」により、事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を事業者に引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対する支援など、社内での安全教育の充実を図る。</p>		

項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目	(2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 「労働基準法」(昭和22年法律第49号)を始めとする関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。 また、更なる安全性の確保に努めるため、空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を実施し、バス事業における交代運転手の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握する。</p> <p>3 計画の内容 行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する事業用自動車総合安全情報システムを構築し、効率的・効果的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。 関係行政機関と連携して、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。 事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である適正化事業実施機関を通じて、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。</p>		

項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目	(3) 飲酒運転等の根絶	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 事業者による運転手への徹底した指導等により飲酒運転ゼロを目指す。</p> <p>2 計画の内容 点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底する指導をするとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。 危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督の徹底を事業者や運行管理者等に足し指導を行う。</p>		

項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目	(4) ICT・新技術を活用した安全対策の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のA S V※13装置や運行管理に資する機器等の普及に努める。</p> <p>2 計画の内容 自動車のI C T※14化の進展や通信システムを利用したテレマティクス※15技術により取得可能になった運転情報や自動車運転者の生体情報、事故情報等を含むビッグデータを活用した事故防止運行モデル等を構築し、同モデルの普及を図るとともに、車両との車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた次世代型の運行管理・支援システムを検討・実現するほか、急加速・急ブレーキの回数等の様々な運転情報を基に、安全運転指導サービスや安全運転を促すテレマティクス保険など、民間による安全運転促進のための新たなサービスの提供を促進することにより、更なる事故の削減を目指す。</p>		

項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目	(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を、現場関係者とも一丸となって実施させる。</p> <p>2 計画の内容 新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ、初任運転者向けの指導・監督マニュアルの策定や高齢運転者等に対するより効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。</p>		

項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目	(6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 事業用自動車事故調査委員会における提言を踏まえ、事故の未然防止に向けた取り組みを実施する。</p> <p>2 計画の内容 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的課題の更なる解明やより客観的で質の高い再発防止策を提言するため、平成26年に事業用自動車事故調査委員会が発足したところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。</p>		

項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目	(7) 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルの周知・徹底を図る。</p> <p>2 計画の内容 睡眠時無呼吸症候群、脳ドック等のスクリーニング検査の普及を図るための方策を検討・実施する。</p>		

項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目	(8) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにする。</p> <p>2 計画の内容 事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(通称Gマーク事業)を促進する。 また、地方公共団体及び民間団体において、貨物自動車運送を伴う事業を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所(通称Gマーク認定事業所)の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら当該事業所が積極的に選択されるように努める。</p>		

項目	5 交通労働災害の防止等	(実施機関) 愛知労働局
細目	(1) 交通労働災害の防止	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通労働災害防止のため、事業場における安全衛生管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、走行管理及び運転者に対する健康管理・交通安全教育の推進を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(改正平成25年5月28日付け基発0528第2号)の一層の周知・徹底及び労働災害防止団体、事業者団体等を通じた交通労働災害防止対策の推進を図る。</p> <p>(2) 労働災害防止団体連絡会議の開催等、労働者に自動者等の運転を行わせる関係事業者団体等と密接に連携し、これらの機関等の協力を得て交通労働災害防止対策を効果的に推進する。</p>		

項目	5 交通労働災害の防止等	(実施機関) 愛知労働局
細目	(2) 自動車運転者の労働時間等の労働条件確保	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 自動車運転者の交通事故防止に資するため、「労働基準法」(昭和22年法律第49号)等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号(改正平成12年労働省告示第120号等)以下「改善基準」という。)に基づき、自動車運転者の労働条件の適正化を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 監督指導・集団指導の実施 自動車運転者の交通事故防止に資するため、労働基準法等の関係法令及び改善基準に基づき、旅客自動車運送事業及び陸上貨物運送事業等を営む事業主に対する監督指導・集団指導を実施し、自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図る。</p> <p>(2) 自主的労務改善促進のための指導 自動車運転者時間管理等指導員を活用し、業界及び各事業場の自主的な労務改善活動の促進を図る。</p> <p>(3) 関係行政機関との連携 自動車運転者の労働条件改善のため、労働基準監督機関と運輸関係機関との間における通報制度、自動車運転者の過労運転事案に係る警察機関からの通報制度等を活用するとともに、関係行政機関との連携を図るため連絡会議を開催する。必要に応じて、運送事業者に対し労働基準監督機関と運輸関係機関との合同監督監査を行う。</p>		

項目	6 道路交通に関連する情報の充実	(実施機関) 県消防保安課、中日本高速道路株式会社
細目	(1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険物有害物質の性状、処理剤及びその調達先等、この際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。</p> <p>また、危険物搬送車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険有害物質の表示・特定の仕組みも含め、その表示の在り方について検討する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>危険物積載車両による事故を想定した訓練を関係機関と協力して実施していくことにより、危機管理意識の高揚を図る。</p>		

項目	6 道路交通に関連する情報の充実	(実施機関) 名古屋地方気象台
細目	(2) 気象情報等の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止に努める。</p> <p>また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICT※14の活用等に留意し、主に次のことを行う。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 気象観測予報体制の整備等</p> <p>台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、主として次に述べるような観測予報体制の強化を図る。</p> <p>また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WW）計画を積極的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静止気象衛星業務 <p>平成27年7月7日に運用を開始した静止気象衛星ひまわり8号及び運輸多目的衛星新2号（ひまわり7号）の適切な運用を継続するとともに、ひまわり9号については、製作を進め、平成28年度に打ち上げる予定。</p>		

(2) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波、火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等の更なる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

イ 津波警報等の確実な運用

的確な防災対応に資するよう平成25年3月から開始している津波警報等の運用を確実にを行うとともに、広帯域強震計や沖合津波計を活用して地震の規模や津波の状況の正確な把握及び迅速的確な津波警報等の更新や沖合の津波情報の発表を行う。

ウ 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。

また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想されるときは、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想されるときは、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）津波警報等、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 東海地震に関連する情報

気象庁長官は、「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、東海地域の地震・地殻活動に変化があった場合には、その現象の状況に応じて東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報）を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想されるときは、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられる噴火警戒レベルを付して噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、平成27年3月に運用を開始した量的降灰予報を適時・適切に発表する。これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

第4節 車両の安全性の確保

項目	1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目	(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等	
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)について、平成27年度に開催した交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の結果を踏まえつつ、事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合においても、シート別とやエアバッグ等を含めた乗員並びに歩行者及び自転車乗員等の保護を行うための被害軽減対策、その際に火災の発生等の二次被害が起こることを防止するための災害拡大防止対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を図る。</p>		

項目	1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目	(2) 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車(ASV)の開発・普及の促進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車(ASV※13)について、普及の促進を進め、運転者の安全運転を支援する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき警報装置、横滑り防止装置等のASVを導入する運送事業者に対し支援を行う。</p>		

項目	2 自動車アセスメント情報の提供等	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種毎の安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、自動車アセスメント事業により、ASV技術等の自動車の安全に関する先進技術の県民の理解促進を図る。これらにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に、自動車製作者の研究開発を促進する。</p> <p>また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じて、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。</p>		

項目	3 自動車の検査及び点検整備の充実	(実施機関) 中部運輸局
細目	(1) 自動車の検査の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)の拡充・強化に併せて進化する自動車技術に対応して、ICT※14化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、「道路運送車両法」(昭和26年法律第185号)に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。</p> <p>2 計画の内容 不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。 指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。</p>		

項目	3 自動車の検査及び点検整備の充実	(実施機関) 中部運輸局
細目	(2) 自動車点検整備の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 自動車の点検整備の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容 (1) 自動車点検整備の推進 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に県内に展開する。また、街頭啓発活動を高速道路利用者を中心に実施し、自動車の定期点検整備の必要性をより多くの自動車ユーザーに対し啓発する。 また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。 特に大型自動車については、車両火災や車輪脱落事故が発生している状況を踏まえ、重点点検の実施を推進する。 なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p>		

(2) 不正改造車の排除

道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等、環境悪化の原因となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を県内に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化、さらに年間を通じ、不正改造車に関する情報収集を行い、寄せられた情報を基にその使用者に対して警告ハガキを送付することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。

(3) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。

また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。

(4) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

(5) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

項目	4 リコール制度の充実・強化	(実施機関) 中部運輸局
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施するため、装置の製作メーカー等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。

また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

車両欠陥の疑いがある自動車による交通事故等を都道府県警察から国土交通省に対して通報する制度を的確に運用するなど、関係機関の協力の下、不具合情報の収集に努め、リコール対象車両の早期発見を図るとともに、ディーラー監査を実施して、不具合情報・改善指示等の充実を図る。

2 計画の内容

(1) 情報収集体制の強化

自動車不具合情報ホットラインを積極的にPRするとともに、自動車ユーザー等から安全上重大な不具合について定期的に報告を義務付けるなど、情報収集体制の強化を図る。

不具合情報やリコール情報等に関し、自動車製作者等から収集している不具合情報の拡充、海外機関との連携強化等により、情報収集体制の充実強化を図る。

また、自動車整備事業者に対する監査の中で、リコールにつながるような不具合情報の収集を積極的に行う。

(2) 調査分析体制の強化

収集した不具合情報について、スクリーニングを的確に実施するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構における技術検証体制を一層強化し、調査分析体制の充実強化を図る。

項目	5 自動車安全に係る技術開発等の推進	(実施機関) 県産業振興課、県産業科学技術課
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

自動車安全に係る技術開発等の支援を通じて、交通安全に資する。

2 計画の内容

国、地方自治体、大学及び民間企業で組織する自動車安全技術プロジェクトチームにおいて、自動車安全技術に係る研究開発・実証実験や普及の取組を推進する。

(県産業振興課)

- ・自動車安全技術プロジェクトチーム会議及びワーキンググループの開催
- ・中堅・中小企業の技術のPR・取引先開拓のための展示会出展への支援
- ・安全技術搭載自動車に係る講習会及び体験試乗会の実施

(県産業科学技術課)

- ・大学・企業等による自動車安全技術に係るセミナー等の開催

項目	6 自転車の安全性の確保	(実施機関) 中部経済産業局、県地域安全課、警察本部交通部
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、損害賠償責任保険等への加入を促進する。更に、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

自転車の安全性を確保し、自転車利用者の交通事故を防止するため、愛知県自転車モーター商協同組合等と連携の上、自転車安全整備士制度を拡充整備する。

2 計画の内容

(中部経済産業局)

- (1) 「消費生活用製品安全法」(昭和48年6月6日法律第31号)による製品事故情報の報告・公表制度などの各種制度の周知を図る。

(県地域安全課)

- (2) 自転車・二輪車安全利用の日、月間等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。

- (3) 損害賠償責任に備える保険の加入促進

自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、損害賠償責任保険等への加入を促進する。

また、自転車安全基準に適合した自転車に貼付されるBAAマークや自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるTSマーク(賠償責任保険等付)などの各種制度の周知を図る。

(警察本部交通部)

- (4) 自転車の販売、修理等の機会を捉えた自転車利用者に対する自転車の交通法令等の周知を図るため、自転車安全安心アドバイザーを始めとする自転車販売店等の自転車関連事業者との連携を図る。

第5節 道路交通秩序の維持

項目	1 交通の指導取締りの強化等	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等	

1 計画の実施方針及び重点施策

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の保護の観点に立った指導取締り及び事故多発路線、交差点等における重大事故の防止に重点を置いた指導取締りを効果的に推進する。

2 計画の内容

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り

取締りの在り方については、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」(平成25年12月)を踏まえ、限られた体制で交通事故の抑止に資する交通指導取締りをより一層推進するため、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析し、取締り時間・場所・体制等を検討した上で、飲酒運転のほか、無免許運転、著しい速度違反、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、取締り要望の多い迷惑性の高い違反等に重点を置いた指導取締りを推進する。また、引き続き、歩行者等の保護の観点に立った指導取締りに努め、交差点における歩行者妨害、信号無視等の取締りを推進するとともに、交通事故の被害の軽減を一層図るため、全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの適正使用に係る指導取締りの徹底を図る。

さらに、GIS(地理情報システム)を活用するなど交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果を踏まえて検証し、その検証結果を取締り方針の見直しに反映させる、いわゆるPDCAサイクルをより一層機能させる。加えて、取締り場所の確保が困難な生活道路や深夜等の警察官の配置が困難な時間帯においても速度取締りを行うため、新たな速度取締り機器の導入を図るとともに、交通指導取締りに係る業務の省力化、取締り情報の効果的な集約等に資する携帯端末と携帯印字機を組み合わせた交通反則切符自動作成機の導入に向けた検討を進めるなど、より効果的な取締りを行うための資機材の研究開発及び整備に努める。

(2) 街頭活動の推進

交通指導取締りと同様に地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析した上で、交通事故の多発する路線及び交差点において、赤色灯を点灯させた白バイや交通パトカーによる警戒活動を推進するとともに、通学時間帯や夕暮れの時間帯における街頭活動を推進する。

また、児童、高齢者及び身体障害者の道路横断時の保護誘導、歩行者の法令違反に対する指導、自転車の交通ルールと正しい乗り方や点検整備についての指導等、歩行者及び自転車利用者に対する街頭活動を積極的に推進する。

(3) 飲酒運転根絶に向けた取締りの一層の強化

飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒運転取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的活用を図ることにより、飲酒運転に対する取締りを一層強化する。

また、飲酒運転や飲酒ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、車両の使用者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、車両等の提供、酒類の提供及び要求・依頼しての同乗や教唆行為について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により飲酒運転の危険性の周知を図る。

(4) 無免許運転の厳罰化等を踏まえた取締りの強化

無免許運転を認知した際の厳正な取締りに加え、無免許運転常習者の組織的な把握と資料化、情報の共有を図るなどして、無免許運転に対する強力な取締りを推進する。

また、無免許運転や無免許ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、周辺者に対する徹底した捜査を行い、自動車等の提供及び要求・依頼しての同乗や教唆行為について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により無免許運転の危険性の周知を図る。

(5) 危険ドラッグ使用の疑いがある運転者に対する厳正な取締りの推進

蛇行運転等の異常な運転行為については、飲酒運転や危険ドラッグを含む薬物の使用の疑いがあることも念頭に、あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締りを推進する。

(6) 自転車の安全利用に向けた指導取締りの推進

自転車の安全利用に向け、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、歩行者や通行車両に危険を及ぼす違反等に対して指導警告を行うとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わないなど悪質・危険な違反については、積極的な検挙措置を講ずる。指導取締りにあたっては、自転車事故の発生、交通実態、取締要望等に応じた重点的な指導取締り、指導警告時の指導内容の充実による再犯防止の徹底等、指導取締りの手法の工夫に努める。

また、携帯電話等を使用しながら自転車を運転するなど明らかに交通安全上危険と認められる行為については、自転車運転の実態に即した適切な指導取締りを行うための所要の措置を講ずる。

さらに、制動装置不良自転車を認めた場合には、積極的に停止を求め、検査を行うなどして、制動装置不良自転車の取締りを推進する。

(7) 通学路における効果的な指導取締りの推進

通学路における児童の安全を確保するため、交通事故の発生状況、定時通行者等により恒常的に敢行されている交通違反の態様、地域住民からの取締り要望等を踏まえて、通学時間帯において通行禁止違反を始めとする児童の安全を脅かす交通違反に重点を置いた指導取締りを推進する。

また、学校関係者やPTA等と合同の街頭活動や一斉指導取締り等地域住民に安心感を与える活動も併せて推進する。

項目	1 交通の指導取締りの強化等	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化	
1 計画の実施方針及び重点施策 高速自動車国道等においては、逆走行為などの重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。		

2 計画の内容

(1) 交通指導取締りの推進

高速道路における交通指導取締りについては、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反、特に著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持義務違反、交通の流れを阻害する通行帯違反等を重点とした指導取締りを推進する。

また、速度規制を遵守させるため、赤色灯を点灯させた交通パトカーによる警戒活動を強化する。

(2) シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底

高速道路においては、シートベルト着用及びチャイルドシート使用による被害軽減効果が高いことから、普及啓発活動を推進するとともに、インターチェンジ入口等における指導取締りを強化し、後部座席を含めた全席シートベルト着用等の徹底を図る。

(3) 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進

大型貨物自動車等による重大事故を防止するため、各種関係法令を積極的に適用し、飲酒運転、速度超過、過積載運転等の指導取締りを強化するとともに、背後責任の追及、関係機関と連携した事務所等に対する行政指導の徹底を図る。

(4) 逆走事案に対する的確な対応

高速道路における逆走は、重大事故に直結しかねない危険な行為であることから、逆走事案を認知した際は的確な検挙措置を講ずるとともに、運転者の言動等から認知症等の一定の症状を呈する病気等にかかっている疑いがある場合は、運転者の保護や臨時適性検査の実施を検討するなど、適切な措置に努める。

項目	2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底	

1 計画の実施方針及び重点施策

悪質かつ危険な運転行為による交通事故事件に対しては、初動捜査の段階から「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」(平成25年法律第86号) 危険運転致死傷罪の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。

2 計画の内容

飲酒運転や危険ドラッグを含む薬物を使用しての運転等、悪質かつ危険な運転行為による死傷事故に対しては、警察本部と警察署が連携し、初動の段階から組織的な捜査活動を推進する。

項目	2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。</p> <p>2 計画の内容 若手交通捜査員の育成を図るため、体系的かつ組織的な教養を推進するとともに、交通事故事件捜査等に対して卓越した知識を持つ技能指導官、交通事故鑑識官等による教養を実施し、捜査能力の向上を図る。</p>		

項目	2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。</p> <p>2 計画の内容 (1) 重大又は特異な交通事故事件については、交通事故事件捜査統括官による捜査の統括や交通事故鑑識官の現場見分等による客観的な証拠収集を徹底する。 (2) 各種交通捜査支援システムの活用による科学的捜査を実施するとともに、自動車関連業者等との協力体制の確立を行い、基礎資料の収集・整備に努める。</p>		

項目	3 暴走族等対策の推進	(実施機関) 県社会活動推進課、県教委高等学校教育課、県教委健康学習室、警察本部交通部
細目	(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 「暴走族等の追放の促進に関する条例」(平成15年条例第60号)に基づき、暴走族追放強調月間を設定し、暴走を「しない・させない・見に行かない」の3ない運動を強力に推進するとともに、暴走族追放キャンペーンを実施するなど暴走族追放気運の高揚を図る。</p>		

2 計画の内容

(県社会活動推進課・警察本部交通部)

(1) 県民等に対し、暴走族の凶悪性、反社会性の周知に努め、暴走族追放に向けた広報、啓発活動を推進し、暴走族追放気運の高揚を図る。

(県教委高等学校教育課、県教委健康学習室)

(2) 「免許はとらない・買わない・乗らない・乗せてもらわない」の四ない運動を推進するとともに生徒が暴走族に加入したり、暴走行為をしないよう交通安全教育を徹底して啓発する。

(3) 保護者会、PTAの会合等を通して家庭にも暴走行為の防止を呼びかけ、地域ぐるみで防止に努める。

(警察本部交通部)

(4) 暴走族による犯罪行為や暴走族と暴力団とのつながりについてホームページやリーフレットなどを活用した広報を積極的に推進する。

また、中学生や高校生を中心とした暴走族加入防止教室や学校、地域住民との連携による暴走族加入防止講話を開催し、暴走族への加入防止指導を推進する。

項目	3 暴走族等対策の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 暴走行為阻止のための環境整備	

1 計画の実施方針及び重点施策

暴走族のい集場所として利用されやすい施設等の管理者との連携を強化し、暴走族をい集させない環境づくりを推進する。また、関係機関・団体との連携により、暴走行為ができない道路交通環境づくりを推進する。

2 計画の内容

暴走族のい集場所として利用されやすい公園の駐車場等の夜間閉鎖やコンビニエンスストア等の駐車場からの締め出し等、暴走族のい集を防止するため必要な措置を講ずるよう積極的に働き掛ける。

また、ドリフト走行等の暴走行為が行われている道路や駐車場については、道路管理者等に対して、物理的にい集・暴走行為ができない措置を講ずるよう働き掛けるなど、道路交通環境づくりを積極的に推進する。

項目	3 暴走族等対策の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(3) 暴走族等に対する指導取締りの推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>取締り用装備資機材の充実を図り、現場検挙等による徹底した取締りを推進し、暴走行為の封圧を図る。また、暴走族が敢行する犯罪行為に対して各種法令を適用した検挙活動を推進するとともに、暴走族に影響を及ぼしている暴力団関係者の検挙に努め、暴走族と暴力団の切り離しによるグループの解体を積極的に推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>暴走行為の取締りに有効な装備資機材の充実を図り、これらを効果的に活用した現場検挙や証拠資料に基づく共同危険行為等の禁止違反による構成員の検挙を推進し、暴走行為の封圧を図る。また、暴走族が敢行する犯罪行為についても、各種法令の適用により構成員の検挙を進める。さらに、暴走族と関係のある暴力団関係者の徹底検挙により、暴走族と暴力団の切り離しを進め、暴走族グループの解体を推進する。</p> <p>小規模の集団による暴走行為に対しては、暴走に使用する車両の隠匿場所及び暴走族のい集場所等の的割り・よう撃取締りを積極的に実施し、暴走族の検挙を推進する。</p> <p>また、違法行為を敢行する旧車會グループについても、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等の各種法令違反に対する取締りを行い、その解体を推進する。</p>		

項目	3 暴走族対策の強化	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>暴走族関係事犯の捜査においては、グループの解体と合わせ、グループからの離脱支援や暴力団と関わりのある者に対する暴力団からの離脱指導及び支援活動による再犯防止に努める。</p> <p>また、少年の適正な処遇のため、要保護性、ぐ犯性等に関する調査を徹底し、遵法精神のかん養等の再犯防止に重点を置いた個別指導の実施に努める。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳正に実施する。</p> <p>暴走族関係事犯の捜査においては、非行の背景となっている行状、性格及び家庭等の被疑者を取り巻く環境等を明らかにし、適切な個別指導を実施する。</p> <p>特に暴走族のリーダーなどグループの中心的な構成員に対しては、マンツーマンによる指導を積極的に推進し、暴走行為の再犯防止、暴走族からの離脱指導及び支援活動を行う。</p> <p>また、暴力団との関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導及び支援活動を徹底する。</p> <p>さらに、暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることに鑑み、関係機関・団体が構成される暴走族のいないまちづくり推進協議会が実施する暴走族追放強調月間等における啓発活動を通じ、地域社会が一体となった青少年の非行防止・暴走族加入防止活動を推進する。</p>		

項目	3 暴走族対策の強化	(実施機関) 中部運輸局、警察本部交通部
細目	(5) 車両の不正改造の防止	

1 計画の実施方針及び重点施策

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない競技用車両等の部品などが不正な改造に使用されないことがないよう、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業・関係団体に対する指導を積極的に行う。

2 計画の内容

- (1) 不正改造車を排除する運動の実施
- (2) 街頭指導検査の実施
- (3) 暴走族の取締りにおいては、騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等の車両の不正改造の取締りを強化するとともに、「道路運送車両法」(昭和26年法律第185号)による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化する。
- (4) 自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて立ち入り検査を行う。
- (5) 違法行為を敢行する旧車會に対する実態把握に努め、不正改造等の取締りを推進する。

第6節 救助・救急活動の充実

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課
細目	(1) 救助体制の整備・拡充	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助活動の円滑な実施を期する。</p> <p>2 計画の内容 救助体制について円滑な運用を図るとともに、資機材等の充実を図る。</p>		

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課、県医務国保課													
細目	(2) 多数負傷者発生時における救助・救急体制の充実														
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び災害派遣医療チーム（DMAT※16）の連携による救助・救急体制の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容 (県消防保安課) (1) 大規模災害時の消防力の広域的運用を図るため、発災時における消防機関相互の広域応援体制を確立する愛知県消防広域応援基本計画の円滑な運用を推進する。 (県医務国保課) (2) 救急医療施設運営費補助金（2次～3次） 救急医療体制（2次～3次）の円滑な運用を図る。</p> <table border="1" data-bbox="268 1422 1422 1662"> <thead> <tr> <th>救急医療体制</th> <th>補助金名</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2次救急医療体制</td> <td>小児救急医療支援事業費補助金</td> <td>16,208千円</td> </tr> <tr> <td>第3次救急医療体制</td> <td>救命救急センター運営費補助金</td> <td>563,334千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 広域災害・救急医療情報システム事業 広域災害・救急医療情報システム事業の円滑な運営を図る。</p> <table border="1" data-bbox="268 1780 1422 1982"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。</td> <td>373,429千円</td> </tr> </tbody> </table>			救急医療体制	補助金名	事業費	第2次救急医療体制	小児救急医療支援事業費補助金	16,208千円	第3次救急医療体制	救命救急センター運営費補助金	563,334千円	事業内容	事業費	県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。	373,429千円
救急医療体制	補助金名	事業費													
第2次救急医療体制	小児救急医療支援事業費補助金	16,208千円													
第3次救急医療体制	救命救急センター運営費補助金	563,334千円													
事業内容	事業費														
県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。	373,429千円														

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課、県医務国保課、県教委高等学校教育課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委保健体育スポーツ課、県教委健康学習室、警察本部交通部
細目	(3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

現場においてバイスタンダー※17が応急手当を実施することにより、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等による普及啓発活動を推進する。

このため、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。

また、応急手当指導者の育成を積極的に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の指導を推進する。

加えて、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（AEDを含む）の実習及び各週講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当（AEDを含む）について指導の充実を図る。

2 計画の内容

(県消防保安課)

- (1) 県内のAEDの設置場所をデータベース化し、地理情報と統合した「あいちAEDマップ」を運営するとともに、登録数の増加を図る。これを消防の通報システムの中に取り入れ、通報者に対してAEDを含めた口頭指導の実施を推進する。また一般の人も設置場所の把握のために「あいちAEDマップ」をホームページで公開する。更に、スマートフォンからの利用促進を図る。

(県医務国保課)

- (2) 救急の日（9月9日）にちなみ、県民に救急医療、救急業務に対する理解と協力を得ることに努める。

救急医療推進大会の開催 約300人

- ・救急医療功労者・救急業務功労者の表彰
- ・講演会及び救急そ生法の講習会（実技指導）

(県教委高等学校教育課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委保健体育スポーツ課、県教委健康学習室)

- (3) 小学校（中高学年）、中学校、高等学校等の保健体育、特別活動及び総合的な学習の時間等において、心肺蘇生法等（AEDの使用法を含む）の応急手当について指導する。

(警察本部交通部)

- (4) 自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護措置に関する知識の普及に努める。

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課、県医務国保課
細目	(4) 救急救命士の養成・配置等の促進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のために、県内全ての消防機関において救急救命士の計画的な配置のために、その養成を図り、救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。</p> <p>また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県消防保安課)</p> <p>(1) 心肺機能停止状態に陥った傷病者に対する高度かつ専門的な応急処置ができる救急救命士の養成を実施するため、財団法人救急振興財団に対して、負担金を支出する。</p> <p>また、救急救命士の早期養成の必要から、名古屋市救急救命研修所等においても救急救命士を養成する。</p> <p>救急振興財団負担金 20,800千円 養成計画人数 60人</p> <p>(県医務国保課)</p> <p>(2) ドクターカーを保有している救命救急センターに運営費補助金を行う。</p> <p>ドクターカー保有救命救急センター数 2か所（愛知医科大学病院、藤田保健衛生大学病院）</p>		

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課、県医務国保課、中日本高速道路株式会社
細目	(5) 救助・救急資機材の整備の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>救助・救急活動の円滑な実施を図るため、消防力の基準に基づき、市町村消防施設の整備促進を図る。</p>		

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課、県医務国保課
細目	(6) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 ヘリコプターは事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、ドクターヘリとの効果的な連携を含めて、救急業務における愛知県防災ヘリコプター「わかしゃち」の運用体制の充実を推進する。</p> <p>2 計画の内容 愛知県防災ヘリコプター「わかしゃち」による救助・救急搬送業務の実施に万全を期する。</p>		

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課						
細目	(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実							
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 複雑多様化する救助・救急活動に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため教育訓練を積極的に推進する。</p> <p>2 計画の内容 救助隊員及び救急隊員の養成と資質向上を図るため、県消防学校及び市町村において教育訓練を実施する。 県消防学校の教育訓練</p> <table border="0"> <tr> <td>救助科</td> <td>40人(40人×1回)</td> <td>140時間</td> </tr> <tr> <td>救急科</td> <td>225人(75人×3回)</td> <td>257時間</td> </tr> </table>			救助科	40人(40人×1回)	140時間	救急科	225人(75人×3回)	257時間
救助科	40人(40人×1回)	140時間						
救急科	225人(75人×3回)	257時間						

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 県消防保安課、中日本高速道路株式会社
細目	(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 高速自動車国道等における救急業務については、中日本高速道路株式会社が沿線市町村等と協力して「消防法」(昭和23年法律第186号)の規定に基づき処理すべきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。 このため、関係市町村等と中日本高速道路株式会社の連携を強化するとともに、中日本高速道路株式会社がインターチェンジ所在地市町村等に財政措置を講じ、当該市町村等においても、救急業務実施体制の整備を促進する。 また、中日本高速道路株式会社及び関係市町村は、救急業務に必要な施設等の整備、従事者に対する教育訓練の実施等を推進する。</p>		

2 計画の内容

(県消防保安課)

(1) 愛知県下高速道路消防連絡協議会負担金

高速自動車国道の沿線の市町村等で組織する協議会に指導・助言を行い、高速自動車国道における沿線市町村等相互の協力体制の推進及び円滑な救助・救急業務の実施を促進する。

予算額 40千円

(2) 知多半島道路・南知多道路は、自動車専用道路のため、沿線市町村は相互に連携を強化し、効率的な人命救護を行う。

(3) 高速自動車国道等の本線道路上及び付帯施設におけるドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターの離着陸に係る関係機関の連携を強化することにより、ヘリコプターによる効果的な救助・救急活動を実施する。

(中日本高速道路株式会社)

(4) 高速自動車国道における救急・救助体制の整備

ア 高速自動車国道沿線の市町村で組織する協議会の行う事業に対し、負担金を納付し、高速道路における沿線市町村の協力体制の強化及び適切かつ効率的な救急業務の実施を促進する。

イ 高速自動車国道の救急業務を担当する市町村に対し、財政援助を講ずる。

(10市1町4組合)

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(9) 現場急行支援システムの整備	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 現場急行支援システム (FAST※18) の整備を図る。</p> <p>2 計画の内容 現場急行支援システムの整備 緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行うFASTの整備を図る。</p>		

項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(10) 緊急通報システム・事故自動通報システムの対応	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 緊急通報システム・事故自動通報システムへの適正な対応を図る。</p> <p>2 計画の内容 交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報等を警察に通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム (HELP※19) の整備を図る。</p>		

項目	2 救急医療体制の整備	(実施機関) 県医務国保課													
細目	(1) 救急医療機関等の整備														
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 救急医療体制（2次～3次）の施設等の整備と円滑な運営を図る。 また、救急医療情報システムを運営おり、インターネットで救急医療機関の情報を一般県民に公開する。</p> <p>2 計画の内容 (1) 救急医療施設運営費補助金（2次～3次）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救急医療体制</th> <th>補助金名</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2次救急医療体制</td> <td>小児救急医療支援事業費補助金</td> <td>16,208千円</td> </tr> <tr> <td>第3次救急医療体制</td> <td>救命救急センター運営費補助金</td> <td>563,334千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 救急医療情報システム事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。</td> <td>373,429千円</td> </tr> </tbody> </table>			救急医療体制	補助金名	事業費	第2次救急医療体制	小児救急医療支援事業費補助金	16,208千円	第3次救急医療体制	救命救急センター運営費補助金	563,334千円	事業内容	事業費	県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。	373,429千円
救急医療体制	補助金名	事業費													
第2次救急医療体制	小児救急医療支援事業費補助金	16,208千円													
第3次救急医療体制	救命救急センター運営費補助金	563,334千円													
事業内容	事業費														
県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。	373,429千円														

項目	2 救急医療体制の整備	(実施機関) 県医務国保課
細目	(2) ドクターヘリ事業の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行い、救急医療施設へ一刻も早く搬送し、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターヘリ活用の促進を図る。</p> <p>2 計画の内容 愛知医科大学病院が行うドクターヘリ運航に必要な経費に対して補助する。 ドクターヘリ運営費補助金 249,401千円</p>		

第7節 被害者支援の充実と推進

項目	1 自動車損害賠償保障制度の充実等	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自動車損害賠償責任保険の加入義務車全てのユーザーに対して、自動車賠償責任保険・共済の有効期間確認の呼び掛けと、無保険車・無共済車運行の違法性を訴え、加入促進を図るとともに、自動車賠償責任保険制度の役割や重要性、各種被害者救済対策について広く国民に周知を図るため、広報啓発活動を展開する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>実施予定期間：平成28年9月1日から9月30日まで</p> <p>(1) 広報啓発の実施</p> <p>自動車賠償責任保険・共済への加入促進、無保険車・無共済車運行の違法性の周知用ポスターを地方公共団体、公共施設、大学等への掲示を行うとともに、地方公共団体、自動車関係団体等に対して周知用リーフレットの配付等により広報活動を行う。</p> <p>(2) 市区町村に対する自動車賠償責任保険・共済加入の指導の協力依頼</p> <p>ア 原動機付自転車の市区町村窓口への届出にあたり、自動車賠償責任保険・共済への加入の勧奨を行うこと。</p> <p>イ 道路を走行する小型特殊自動車（農耕作業用を除く）についても原動機付自転車同様に、自動車賠償責任保険・共済への加入の勧奨を行うこと。</p> <p>(3) 監視活動の推進（通年）</p> <p>鉄道駅周辺駐輪場等において、無保険車・無共済車の監視を行い、そのユーザーに対して無保険車・無共済車運行の違法性を訴え、加入促進を図る。</p>		

項目	2 損害賠償の請求についての援助等	(実施機関) 県民生活課
細目	(1) 交通事故相談活動の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通事故被害者救済を迅速かつ的確に推進するため、県民相談・情報センター及び県民相談室は市町村及び関係援護機関との連携・協力体制を一層緊密にして交通事故当事者に対する相談体制の充実を図る。</p> <p>また、複雑多様化する相談事案に対応するため、愛知県及び市町村の相談員の研修を実施し、相談員の資質の向上を図る。</p>		

2 計画の内容

(1) 交通事故相談窓口の充実

県民相談・情報センター、東三河、尾張、知多及び西三河の各県民相談室に交通事故相談員を常駐させ、交通事故相談に応ずるほか、利用者の便宜を図るため、海部県民相談室を定期的に巡回し相談に応じる。

相談件数 1,400件

(2) 交通事故相談内容の充実

県交通事故相談員及び市町村交通事故相談員等の資質向上を図るため研修会を開催する。

研修回数 2回

(3) 広報活動の充実

県民相談・情報センター及び県民相談室の案内リーフレットを県民に配布する。

配付部数 14,500部

項目	2 損害賠償の請求についての援助等	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 交通事故相談アドバイザー等による交通事故相談活動の推進	

1 計画の実施方針及び重点施策

交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通被害相談アドバイザーによる交通事故相談活動を推進する。また、交通安全活動推進センターにおいても交通事故の相談に関する業務を推進する。

2 計画の内容

(1) 交通被害相談アドバイザー

岡崎、豊田及び豊橋警察署に各1人、合計3人配置し、交通事故の被害者に対する情報提供、相談等の業務の充実を図る。

(2) 交通安全活動推進センター

愛知県公安委員会が交通安全活動推進センターとして指定した愛知県交通安全協会の相談員9人により、交通事故の相談に関する業務を推進する。

項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	(実施機関) 県児童家庭課
細目	(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	

1 計画の実施方針及び重点

交通遺児等の健全育成及び福祉増進のために遺児手当を支給する。

(4) 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進

交通違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するなど交通事故被害者等の声を反映した講習の実施に努める。

項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	(実施機関) 中部運輸局
細目	(3) 公共交通事故被害者への支援	

1 計画の実施方針及び重点施策

公共交通事故による被害者等への支援の確保のため、公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口を設置し、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を図る。

また、関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築など、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進める。

2 計画の内容

(1) 相談窓口の周知活動

事故被害者の搬送先病院等において支援パンフレット、コンタクトカードの配布により、被害者等に相談窓口の周知を実施する。

(2) 安全意識の啓発活動

事業者の安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者支援計画の策定をより一層促進させるとともに、一般国民に対して公共交通事故による被害者支援の意義等について啓発を行うため、公共交通事故被害者等支援フォーラムを実施する。

第 8 節 研究開発及び調査研究の充実

項目	1 道路交通の安全に関する研究開発の推進	(実施機関) 中部地方整備局、県交通対策課、県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(1) 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>ITS※8は、最先端の情報通信技術の活用により、交通事故、渋滞等の道路問題の解決のみならず、大気汚染等の環境負荷問題の解決、高齢化が進む中での安全性・利便性の確保などを可能とする新しい社会システムとして、その構築が求められている。</p> <p>その中で、ITSの有用性のアピールやその実現化に向けたフィールド提供などに取り組むとともに、安全性、輸送効率及び快適性の向上、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与するものとして、研究開発を推進するとともに、その成果の普及を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 愛知県ITS推進協議会の運営 民間企業、大学研究機関、国・地方自治体等の産・学・行政一体の推進体制により、ITSの実用化に向けた調査研究事業やITSの研究成果や最新技術を紹介するセミナーやイベントなどの普及啓発事業等を実施する。</p> <p>(2) 安全運転支援システムの実証実験への参画 安全運転支援システム（主に右折時衝突防止支援システム）について、総務省等が実施する実証実験に参画し、実験の精度の向上に寄与する。</p>		

項目	1 道路交通の安全に関する研究開発の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(2) 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう、適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>高齢者の行動特性を理解させる運転者教育の推進</p> <p>(1) 運転免許更新時講習や事業所等における交通講話を実施する場合、一般運転者に対して高齢者の行動特性や高齢歩行者・自転車利用者の交通事故実態、特徴等を周知して理解させるなど、一般運転者に対する交通安全教育を推進する。</p>		

- (2) 早朝及び夕暮れ時から夜間にかけて発生した交通死亡事故は、歩行中の高齢者が多く被害に遭っていることから、夜間の危険性を理解させるため、蒸発現象や色彩変化による視認性実験を実施するなど、より実践的な交通安全教室を開催する。
- (3) 指定自動車教習所に対して、高齢歩行者、自転車事故の実態やその特徴等の情報提供を行い、実際に発生した交通事故事例を活用した一般運転者教育の実施を働き掛ける。

項目	1 道路交通の安全に関する研究開発の推進	(実施機関) 県道路維持課、名古屋高速道路公社
細目	(3) 交通安全対策の効果評価の充実	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、各種の対策による交通事故削減効果について客観的な事前評価、事後評価を実施するとともに、評価を効率的に行うためのデータ収集・分析等の充実を図る。</p> <p>危険な運転を抑制するカラー舗装や路面標示などの速効対策では、利用者が分かりやすい工法に標準化するとともに、交通挙動の改善状況や事故件数の削減状況から効果の検証を行い、必要に応じて対策の補強や工法の改善を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(県道路維持課)</p> <p>(1) 事故危険箇所等、交通安全対策を実施した箇所においては、危険な交通挙動の改善状況や事故件数の削減状況から効果の検証を行うとともに、愛知県交通安全対策推進連絡会議において、学識経験者、交通管理者の意見を聴き、必要に応じて工法の改善や対策の補強を図る。(名古屋高速道路公社)</p> <p>(2) 学識経験者等からなる名古屋高速道路の交通マネジメントに関する調査研究委員会(安全対策部会)において交通事故の発生要因や交通環境を検証・分析する。</p>		

項目	1 道路交通の安全に関する研究開発の推進	(実施機関) 警察本部交通部
細目	(4) その他研究の推進	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。</p>		

2 計画の内容

交通事故多発路線及び交通事故多発交差点における集中対策

- (1) 交通死亡事故が集中して発生している路線及び交通事故が多発している交差点について、集中的な交通安全対策を推進する。
- (2) 交通事故多発路線及び交通事故多発交差点を管轄する警察署は、交通事故の発生時間帯、場所、事故類型、交通法令違反等を分析し、その結果を踏まえた交通指導取締りや交通監視活動、パトカー等による駐留監視、交通安全広報活動等の効果的な交通安全対策を推進する。

項目	2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

交通事故の実態を的確に把握し、更なる交通事故死傷者数の削減に向けた効果的かつ詳細な交通安全施策の検討、立案等に資するため、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。

2 計画の内容

(中部地方整備局)

- (1) 交通安全対策合同委員会による調査、検討

管理区間の交通事故について、交通安全施設整備及び交通事故防止に効果的に活用するため、道路施設や事故状況の調査分析を行い、統合した事故統合データを作成する。また、今後の交通安全対策の検討を愛知県道路交通環境安全推進連絡会議において行う。

(県道路維持課)

- (2) 交通事故データの活用

交通事故データ及び自動車走行データを用いて、交通事故の原因を分析するとともに、交通事故対策の実施に平行して、危険な運転行動の抑制状況を測定・分析し、効果検証と改善に努める。

(警察本部交通部)

- (3) 交通事故分析の高度化及び分析の成果の活用

人身交通事故データを詳細かつ具体的に調査分析し、交通事故防止対策に活用する。

- (4) 交通事故現場における道路交通環境、事故要因等を徹底分析し、交通事故防止対策の推進を図る。

- (5) 交通関係資料の収集整理と活用

交通事故に関する各種情報を収集整理・資料化して交通事故抑止対策に有効活用を図る。

第9節 鉄道交通の安全

項目	1 鉄道交通環境の整備	(実施機関) 中部運輸局
細目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上	
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。</p> <p>また、多発する自然災害に対応するため、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策強化、地下鉄等の浸水対策の強化等を推進する。</p> <p>切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。</p> <p>さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備によるバリアフリー化を引き続き推進する。</p>		

項目	1 鉄道交通環境の整備	(実施機関) 中部運輸局
細目	(2) 運転保安設備等の整備	
<p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>曲線部等への速度制限機能付きATS※²⁰等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については、平成28年度6月までに完了するが、これらの装置の整備については引き続き推進の拡大を図る。</p>		

項目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 鉄道交通の安全を確保するため、全国交通安全運動等の広報活動を通じ、一般に周知することにより、安全意識の高揚を図る。</p> <p>2 計画の内容 運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。 このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道利用者にホームにおける「ながら歩き」の危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動等においても広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。 また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。</p>		

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関) 中部運輸局
細目	(1) 保安監査の実施	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 鉄道交通の安全な運行を確保するため、保安監査を通じて鉄道交通の安全確保の適切な指導を行う。</p> <p>2 計画の内容 鉄道事業者に対し、定期的に又は 重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 また、JR北海道問題を踏まえて平成26年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。</p>		

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関) 中部運輸局
細目	(2) 運転士の資質の保持	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質（適性・知識及び技能）が保持されるよう、運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2 計画の内容 鉄道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制及び教育内容について、教育成果の向上を図るよう指導する。また、乗務員及び保安要員の適性の確保を図るため、適性検査の定期的な実施を図るよう指導するとともに、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。 また、乗務員等がその業務を十分に果たし、安全運転を確保できるよう、就業時における心身状態の把握を確実にを行うなどにより、職場における安全管理について適切な措置を講ずるよう指導する。</p>		

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関) 中部運輸局
細目	(3) 安全上のトラブル情報の分析・活用	
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 重大な列車事故を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデント等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。</p> <p>2 計画の内容 主要な鉄道事業者の安全担当部長等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故及び事故防止対策に関する情報交換等を行う。 また、運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告を推進するよう指導する。 さらに、国への報告対象となっていないリスク情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。</p>		

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関) 中部運輸局、名古屋地方気象台
細目	(4) 気象情報等の充実	

1 計画の実施方針及び重点施策

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して、事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車運行の安全確保に努める。

2 計画の内容

(中部運輸局)

(1) 鉄道事業者は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な状況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な情報の迅速な伝達に努める。

また、鉄道事業者に対し、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理に反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車の安全運行の確保に努めるよう指導する。

(名古屋地方気象台)

(2) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、主に次に述べるような観測予報体制の強化を図る。

また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。

・静止気象衛星業務

平成27年度7月7日に運用を開始した静止気象衛星ひまわり8号及び運輸多目的衛星新2号（ひまわり2号）の適切な運用を継続するとともに、ひまわり9号については、製作を進め、平成28年度に打ち上げる予定。

(3) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波、火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等の更なる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

イ 津波警報等の確実な運用

的確な防災対応に資するよう平成25年3月から開始している津波警報等の運用を確実に行うとともに、広帯域強震計や沖合津波計を活用して地震の規模や津波の状況の正確な把握及び迅速的確な津波警報等の更新や沖合の津波情報の発表を行う。

ウ 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

(4) 情報の提供等

鉄道の交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。

また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による鉄道交通障害が予想されるときは、適時・適切に特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による鉄道交通障害が予想されるときは、適時・適切に、緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

ウ 東海地震に関連する情報

気象庁長官は、「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、東海地域の地震・地殻活動に変化があった場合には、その現象の状況に応じて東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報）を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

エ 噴火警報等

火山現象による鉄道交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該鉄道の交通規制等の防災対応がとられる噴火警戒レベルを付して噴火警報を発表する。また、鉄道利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、平成27年3月に運用を開始した量的降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

(5) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関) 中部運輸局
細目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	
1 計画の実施方針及び重点施策 国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。		
2 計画の内容 大都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。		

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関) 中部運輸局
細目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	
1 計画の実施方針及び重点施策 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。		
2 計画の内容 運輸安全マネジメント評価は、法令遵守とともに輸送の安全の確保を図る者で有り、引き続き、従来からの保安監査の強化と併せ、運輸安全マネジメント制度の定着に向け、鉄軌道事業者及び索道事業者の安全意識の向上、安全管理体制の構築・改善に係る取り組みを支援し、公共交通機関の安全対策を一層推進する。		

項目	4 救助・救急活動の充実	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 鉄道の重大事故等の発生に際して、関係機関と連携をとり、救助・救急体制の強化を図る。</p> <p>2 計画の内容 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進するよう指導する。 また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。</p>		

項目	5 被害者支援の推進	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>計画の実施方針及び重点施策 被害者団体等の参画を得ながら、求められる交通事故被害者等支援の内容、事業者・自治体・国等の関係機関における役割分担の在り方、交通事故被害者等への一元的な窓口機能の在り方、そのために必要とされる制度の在り方などについて検討し、実情に沿った支援の仕組みや体制の整備に向けて必要な取り組みを行う。</p>		

項目	6 鉄道事故等の原因究明と再発防止	(実施機関) 中部運輸局
細目		
<p>1 計画の実施方針及び重点施策 鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明調査を迅速かつ的確に行う。</p> <p>2 計画の内容 鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明を迅速かつ的確に行うため、現地へ職員を派遣するとともに、事故調査結果等を鉄軌道事業者へ情報提供し鉄道事故等の再発防止を図る。</p>		

第10節 踏切道における交通の安全

項目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	(実施機関) 中部運輸局、中部地方整備局、県都市整備課、県道路維持課、県道路建設課
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設にあたっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間のかかる開かずの踏切等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても事故対策として効果の高い構造の改良を促進する。以上のとおり、立体交差化等による抜本対策と構造の改良等による速効対策の両輪による総合的な対策を促進する。

2 計画の内容

＜立体交差化＞

(県都市整備課)

名鉄名古屋本線・三河線 知立駅付近連続立体交差事業

J R 武豊線 半田駅付近連続立体交差事業

都市計画道路清須新川線（桃栄跨線橋）（須ヶ口小ヶ口3号踏切）清須市地内

(県道路建設課)

国道155号（石仏13号踏切） 江南市内

県道岐阜稲沢線（苅安賀1号踏切） 一宮市内

＜構造改良＞

(県道路維持課)

一般県道小坂井御津線（平坂街道踏切） 豊川市内

項目	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	(実施機関) 中部運輸局、警察本部交通部
細目		

計画の実施方針及び重点施策

1 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果の期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

(警察本部交通部)

2 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施する。

項目	3 踏切道の統廃合の促進	(実施機関) 中部運輸局、県都市整備課、県道路維持課、県道路建設課
細目		

計画の実施方針及び重点施策

踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、近隣踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

項目	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	(実施機関) 中部運輸局、県都市整備課、県道路維持課、県道路建設課、警察本部交通部
細目		

計画の実施方針及び重点施策

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標の導入による踏切関連交通安全施設の高度化を図るための技術開発等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の高揚及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るなど広報活動等を強化する必要がある。

このため、自動車教習所等において、踏切の通行方法等の教育を引き続き推進する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路と踏切との幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを行うとともに、踏切事故防止キャンペーンの展開等を通じ、踏切道を通行する自動車等の運転者及び歩行者に対し、踏切通行時における安全意識の高揚を図るとともに、安全かつ円滑な踏切道の確保及び踏切事故の防止を図る。

用語解説

※1 【プローブ情報】 P7、P11、P25、P38

自動車が行った位置や車速などの情報。

※2 【1.5車右折帯】 P18

直進車線と右折車線の境界標示を施さず、右折車線相当の通行帯を確保するよう、ふくらみを持たせたもの。

※3 【道路交通情報通信システム（VICS）】 P25、P33、P37、P38

Vehicle Information and Communication Systemの略

道路交通情報通信システム。ITS^{※8}の一種で、ドライバーの利便性向上、渋滞の解消・緩和等を図るため、渋滞状況、所要時間、工事・交通規制等に関する道路交通情報をナビゲーションシステム等の車載器へリアルタイムに提供する情報通信システム。

※4 【ビーコン】 P25、P28、P33、P38

高速道路や幹線道路上に設置されている無線による情報提供のシステム。

電波又は赤外線を発生し、渋滞や通行止め、所要時間などの情報を発信。

※5 【ETC2.0】 P25、P26、P33、P38

Electronic Toll Collection Systemの略

従来のETCの高速道路利用料金収受機能だけではなく、渋滞回避や安全運転支援などの、ドライバーに有益な情報を提供するサービス。

※6 【新交通管理システム（UTMS）】 P26、P38

Universal Traffic Management Systemの略

光ビーコン^{※4}を用いた個々の車両と交通管制システムとの双方向通信等の高度な情報通信技術により「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指すシステム。

※7 【安全運転支援システム（DSSS）】 P26

Driving Safety Support Systemsの略

周辺の交通状況等を視覚・聴覚情報により提供するシステム。

※8 【高度道路交通システム（ITS）】 P27、P33、P38、P103

Intelligent Transport Systemsの略

情報技術を用いて人と車両と道路を結び、交通事故や渋滞などの道路交通問題の解決を図る新しい交通システム。

※9 【ROADパートナー】 P34

国道を利用中に、道路の異常を発見した場合に、国道事務所にボランティアで連絡をする人の総称。

※10 【ロード・セーフティステーション】 P34

国道を利用中に発見した、道路の異常などの情報を、情報拠点として国道事務所に連絡をするコンビニエンスストア等の総称。

※11 【道路情報システム】 P34

道路災害時における災害情報及び道路通行規制等の情報を伝達するシステム。

※12 【i-Size】 P57

イギリスで施行されたチャイルドシートの新たな安全基準。

側面衝突時における子どもの保護強化のため、製品の承認に際し、側面衝突テストを導入。

日本では、平成26年に側面衝突試験が導入され安全基準として用いている。

※13 【ASV】 P74、P81

Advanced Safety Vehicleの略

高度道路交通システム（ITS）の一部で、自動車にさまざまな先端技術を用い車両そのものが運転を支援する車両。

※14 【ICT】 P74、P78、P82

Information & Communications Technologyの略

日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として当初は「IT」が普及したが、国際的にはICTを広く使用されていることから現在、日本でも「ICT」を用いるケースが多い。

※15【テレマティクス】 P74

「テレコミュニケーション」と「インフォマティクス」を組み合わせた造語。

カーナビやGPSなどの車載機と移動体通信システムを利用して、カーナビの地図更新、エアバッグと連動した緊急通報等の情報やサービスを提供。

※16【災害医療チーム（DMAT）】 P93

Disaster Medical Assistance Teamの略

災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム。

※17【バイスタンダー】 P94

救急現場に居合わせた人、発見者、同伴者等。

※18【現場急行支援システム（FAST）】 P97

緊急車両を優先的に走行させる信号制御を行うことで、現場に到着する時間短縮と緊急走行起因の交通事故防止を目的としたシステム。

※19【緊急通報システム（HELP）】 P97

運転中の事故等、緊急事態発生時に救援機関へ位置情報通報を発信するシステム。

※20【ATS】 P106

自動列車停止装置 Auto matic Train Stopの略

停止（赤）を現示する信号機からある程度手前の位置に列車がさしかかったとき、運転台のベルが警報を発し、運転士が所定の確認をしないと自動的にブレーキがかかり停止させるシステム。

IV 参 考

都道府県別交通事故死者数（平成27年中）

区 分	死 者 数			人 口 (人) (26.10.1)	車両保有台数 (台) (27.10.31)	道路実延長 (km) (26.4.1)	運転免許人口 (人) (27.12.31)	事 故 率（死者数）			
	多発 順位	前年比 増減数	10万人 当たり					車 両 1万台 当たり	道 路 1,000 和 当たり	免許人口 10万人 当たり	
北海道	5	177	8	5,400,000	4,059,372	90,322.1	3,388,004	3.278	0.436	1.960	0.522
青 森	41	40	-14	1,321,000	1,131,075	19,947.6	856,931	3.028	0.354	2.005	0.467
岩 手	19	80	16	1,284,000	1,176,876	33,321.8	842,828	6.231	0.680	2.401	0.949
宮 城	28	66	-17	2,328,000	1,876,580	24,968.9	1,539,353	2.835	0.352	2.643	0.429
秋 田	42	38	1	1,037,000	917,633	23,858.7	685,477	3.664	0.414	1.593	0.554
山 形	30	57	13	1,131,000	1,054,155	16,674.8	774,789	5.040	0.541	3.418	0.736
福 島	22	77	-10	1,935,000	1,827,014	39,119.0	1,308,583	3.979	0.421	1.968	0.588
東 京	8	161	-11	13,390,000	5,068,708	24,196.4	7,784,798	1.202	0.318	6.654	0.207
茨 城	11	140	8	2,919,000	2,794,651	56,021.7	2,057,651	4.796	0.501	2.499	0.680
栃 木	13	98	-4	1,980,000	1,883,810	25,299.9	1,401,616	4.949	0.520	3.874	0.699
群 馬	27	68	1	1,976,000	1,944,429	34,981.2	1,416,508	3.441	0.350	1.944	0.480
埼 玉	5	177	4	7,239,000	4,519,931	47,017.3	4,657,662	2.445	0.392	3.765	0.380
千 葉	3	180	-2	6,197,000	3,993,572	40,578.6	3,997,376	2.905	0.451	4.436	0.450
神奈川	4	178	-7	9,096,000	4,706,791	25,607.7	5,604,516	1.957	0.378	6.951	0.318
新 潟	14	97	-6	2,313,000	2,079,634	37,609.1	1,577,973	4.194	0.466	2.579	0.615
山 梨	44	33	-16	841,000	852,114	11,219.8	596,144	3.924	0.387	2.941	0.554
長 野	26	69	-13	2,109,000	2,105,256	47,985.6	1,488,258	3.272	0.328	1.438	0.464
静 岡	9	153	10	3,705,000	3,205,779	36,921.9	2,567,815	4.130	0.477	4.144	0.596
富 山	25	70	26	1,070,000	958,196	13,891.3	749,148	6.542	0.731	5.039	0.934
石 川	36	46	-9	1,156,000	949,385	13,074.5	778,450	3.979	0.485	3.518	0.591
福 井	35	47	-2	790,000	709,934	10,890.3	543,119	5.949	0.662	4.316	0.865
岐 阜	12	106	13	2,041,000	1,787,329	30,683.2	1,421,716	5.194	0.593	3.455	0.746
愛 知	1	213	9	7,455,000	5,547,260	50,133.1	5,061,779	2.857	0.384	4.249	0.421
三 重	16	87	-25	1,825,000	1,678,816	25,316.4	1,265,978	4.767	0.518	3.437	0.687
滋 賀	24	73	10	1,416,000	1,159,647	12,488.8	957,046	5.155	0.630	5.845	0.763
京 都	16	87	18	2,610,000	1,687,896	15,517.2	1,588,488	3.333	0.515	5.607	0.548
大 阪	2	196	53	8,836,000	4,531,528	19,464.9	5,106,528	2.218	0.433	10.069	0.384
兵 庫	7	171	-11	5,541,000	3,557,623	36,461.8	3,477,766	3.086	0.481	4.690	0.492
奈 良	36	46	1	1,376,000	995,252	12,670.2	902,910	3.343	0.462	3.631	0.509
和歌山	33	48	9	971,000	936,729	13,602.6	678,327	4.943	0.512	3.529	0.708
鳥 取	42	38	4	574,000	509,016	8,844.6	384,299	6.620	0.747	4.296	0.989
島 根	46	27	1	697,000	608,730	18,249.9	463,138	3.874	0.444	1.479	0.583
岡 山	16	87	-3	1,924,000	1,736,865	32,210.4	1,299,435	4.522	0.501	2.701	0.670
広 島	15	95	-22	2,833,000	2,224,342	29,054.6	1,866,134	3.353	0.427	3.270	0.509
山 口	29	64	6	1,408,000	1,193,471	16,602.9	931,070	4.545	0.536	3.855	0.687
徳 島	46	27	-4	764,000	694,589	15,155.3	529,250	3.534	0.389	1.782	0.510
香 川	31	52	0	981,000	906,316	10,283.1	680,365	5.301	0.574	5.057	0.764
愛 媛	21	78	3	1,395,000	1,225,172	18,273.2	935,284	5.591	0.637	4.269	0.834
高 知	45	30	-11	738,000	675,894	14,044.8	489,727	4.065	0.444	2.136	0.613
福 岡	10	152	5	5,091,000	3,703,348	37,548.6	3,271,629	2.986	0.410	4.048	0.465
佐 賀	33	48	-8	835,000	756,127	10,929.9	567,130	5.749	0.635	4.392	0.846
長 崎	39	45	-4	1,386,000	1,103,960	18,022.1	863,260	3.247	0.408	2.497	0.521
熊 本	20	79	3	1,794,000	1,573,659	25,940.7	1,197,837	4.404	0.502	3.045	0.660
大 分	36	46	-10	1,171,000	1,039,077	18,348.9	780,275	3.928	0.443	2.507	0.590
宮 崎	31	52	3	1,114,000	1,051,940	20,147.5	765,258	4.668	0.494	2.581	0.680
鹿児島	22	77	-17	1,668,000	1,554,628	27,214.4	1,122,134	4.616	0.495	2.829	0.686
沖 縄	40	41	5	1,421,000	1,229,217	8,113.1	926,246	2.885	0.334	5.054	0.443
全 国		4,117	4	127,083,000	91,483,326	1,218,830.1	82,150,008	3.240	0.450	3.378	0.501

注 車両保有台数は、自動車台数+原動機付自転車台数+小型特殊車台数

都道府県別事故率ワースト順位（平成27年中死者数）

順位	人口 10 万人 人		車両 1 万台		道路実延長		運転免許人口	
	当	たり	当	たり	1,000キロ	当	10万人	当
1	鳥取	6.620	鳥取	0.747	大阪	10.069	鳥取	0.989
2	富山	6.542	富山	0.731	神奈川	6.951	岩手	0.949
3	岩手	6.231	岩手	0.680	東京	6.654	富山	0.934
4	福井	5.949	福井	0.662	滋賀	5.845	福井	0.865
5	佐賀	5.749	愛媛	0.637	京都	5.607	佐賀	0.846
6	愛媛	5.591	佐賀	0.635	香川	5.057	愛媛	0.834
7	香川	5.301	滋賀	0.630	沖縄	5.054	香川	0.764
8	岐阜	5.194	岐阜	0.593	富山	5.039	滋賀	0.763
9	滋賀	5.155	香川	0.574	兵庫	4.690	岐阜	0.746
10	山形	5.040	山形	0.541	千葉	4.436	山形	0.736
11	栃木	4.949	山口	0.536	佐賀	4.392	和歌山	0.708
12	和歌山	4.943	栃木	0.520	福井	4.316	栃木	0.699
13	茨城	4.796	三重	0.518	鳥取	4.296	山口	0.687
14	三重	4.767	京都	0.515	愛媛	4.269	三重	0.687
15	宮崎	4.668	和歌山	0.512	愛知	4.249	鹿児島	0.686
16	鹿児島	4.616	熊本	0.502	静岡	4.144	宮崎	0.680
17	山口	4.545	茨城	0.501	福岡	4.048	茨城	0.680
18	岡山	4.522	岡山	0.501	栃木	3.874	岡山	0.670
19	熊本	4.404	鹿児島	0.495	山口	3.855	熊本	0.660
20	新潟	4.194	宮崎	0.494	埼玉	3.765	新潟	0.615
21	静岡	4.130	石川	0.485	奈良	3.631	高知	0.613
22	高知	4.065	兵庫	0.481	和歌山	3.529	静岡	0.596
23	福島	3.979	静岡	0.477	石川	3.518	石川	0.591
24	石川	3.979	新潟	0.466	岐阜	3.455	大分	0.590
25	大分	3.928	奈良	0.462	三重	3.437	福島	0.588
26	山梨	3.924	千葉	0.451	山形	3.418	島根	0.583
27	島根	3.874	高知	0.444	広島	3.270	山梨	0.554
28	秋田	3.664	島根	0.444	熊本	3.045	秋田	0.554
29	徳島	3.534	大分	0.443	山梨	2.941	京都	0.548
30	群馬	3.441	北海道	0.436	鹿児島	2.829	北海道	0.522
31	広島	3.353	大阪	0.433	岡山	2.701	長崎	0.521
32	奈良	3.343	広島	0.427	宮城	2.643	徳島	0.510
33	京都	3.333	福島	0.421	宮崎	2.581	奈良	0.509
34	北海道	3.278	秋田	0.414	新潟	2.579	広島	0.509
35	長野	3.272	福岡	0.410	大分	2.507	兵庫	0.492
36	長崎	3.247	長崎	0.408	茨城	2.499	群馬	0.480
37	兵庫	3.086	埼玉	0.392	長崎	2.497	青森	0.467
38	青森	3.028	徳島	0.389	岩手	2.401	福岡	0.465
39	福岡	2.986	山梨	0.387	高知	2.136	長野	0.464
40	千葉	2.905	愛知	0.384	青森	2.005	千葉	0.450
41	沖縄	2.885	神奈川	0.378	福島	1.968	沖縄	0.443
42	愛知	2.857	青森	0.354	北海道	1.960	宮城	0.429
43	宮城	2.835	宮城	0.352	群馬	1.944	愛知	0.421
44	埼玉	2.445	群馬	0.350	徳島	1.782	大阪	0.384
45	大阪	2.218	沖縄	0.334	秋田	1.593	埼玉	0.380
46	神奈川	1.957	長野	0.328	島根	1.479	神奈川	0.318
47	東京	1.202	東京	0.318	長野	1.438	東京	0.207
	全 国	3.240	全 国	0.450	全 国	3.378	全 国	0.501

交通安全対策基本法（抜すい）

	昭和45年	6月	1日	法律第110号
改正	昭和46年	6月	2日	法律第98号
	同	50年	7月10日	同第58号
	同	58年	12月2日	同第80号
	平成11年	7月16日	同	第102号
	同	11年	12月22日	同第160号
	同	18年	5月17日	同第38号
	同	23年	8月30日	同第105号

（都道府県交通安全計画等）

第25条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前項に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が構すべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであってはならない。

4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

愛知県交通安全対策会議条例

(昭和45年10月16日 愛知県条例第52号)

改正 昭和62年 3月27日 愛知県条例第 8号

平成17年10月21日 愛知県条例第88号

(趣旨)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第17条第5項の規定に基づき、愛知県交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第3条 部内の職員のうちから指名される委員の数は10人以内とし、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の数は5人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第4条 対策会議に、特別の事項を審議させるため、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 対策会議に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月27日条例第8号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月21日条例第88号)

この条例は、公布の日から施行する。この条例は、公布の日から施行する。

愛知県交通安全対策会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県交通安全対策会議条例(昭和45年愛知県条例第52号)第6条の規定に基づき、愛知県交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 対策会議は、会長が招集する。

2 対策会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により開催の日時及び場所並びに議案を各委員に通知するとともに、関係資料を送付するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 対策会議においては、会長が議長となる。

4 対策会議は、議長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)並びに委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 対策会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会議に出席することができない委員及び議事に関係のある特別委員は、議案に関し、あらかじめ書面及びその他の方法により意見を述べることができる。

7 委員及び議事に関係のある特別委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選定し、その者を出席させることができる。この場合において、代理者は、委員とみなす。

(会議の公開等)

第3条 対策会議の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を審議する場合

(2) その他対策会議が非公開とする旨を議決した場合

2 対策会議の傍聴方法等については、別途定める。

(会議録)

第4条 対策会議の会議については、会議録を作成し、出席者のうち議長が指名する者2名が、これに署名押印するものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議に付した事項

(4) 議事の経過

(5) その他必要と認めた事項

3 会議録の保存年限は、5年とする。

(意見聴取)

第5条 会長は必要があると認めるときは、対策会議に委員及び特別委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 対策会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名するものが議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

(1) 対策会議に提出する議案の作成

(2) その他会長から命ぜられた事項

4 幹事会の協議事項は、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、愛知県県民生活部地域安全課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和45年11月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

愛知県交通安全対策会議委員名簿

(平成28年4月)

会 長	愛 知 県 知 事	大 村 秀 章
-----	-----------	---------

<委 員> 21名

機 関 名	職 名	氏 名
中部管区警察局	局 長	多 湖 令
中部経済産業局	局 長	波 多 野 淳 彦
中部運輸局	局 長	鈴 木 昭 久
名古屋地方气象台	台 長	長 谷 川 洋 平
東海総合通信局	局 長	木 村 順 吾
愛知労働局	局 長	藤 澤 勝 博
中部地方整備局	局 長	茅 野 牧 夫
愛知県	副 知 事	堀 井 奈 津 子
	政 策 企 画 局 長	平 岩 昭 彦
	振 興 部 長	植 田 昌 也
	県 民 生 活 部 長	川 島 毅
	防 災 局 長	加 藤 慎 也
	健 康 福 祉 部 長	長 谷 川 洋
	産 業 労 働 部 長	小 山 和 久
	建 設 部 長	市 川 育 夫
愛知県教育委員会	教 育 長	平 松 直 巳
愛知県警察本部	本 部 長	榊 田 好 一
名古屋市	市 長	河 村 た か し
	消 防 長	佐 藤 正 弘
愛知県市長会	新 城 市 長	穂 積 亮 次
愛知県町村会	幸 田 町 長	大 須 賀 一 誠

<特 別 委 員> 4名

機 関 名	職 名	氏 名
東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部長	勝 治 秀 行
中日本高速道路株式会社	名 古 屋 支 社 長	近 藤 清 久
愛知県道路公社	理 事 長	川 崎 昭 弘
名古屋高速道路公社	理 事 長	永 田 清

愛知県交通安全対策会議幹事名簿

(平成28年4月)

機 関 名	職 名	氏 名
中部管区警察局	広域調整第二課長	森 本 善 信
中部経済産業局	総務課長	植 木 健 司
中部運輸局愛知運輸支局	支局長	小 林 裕 之
名古屋地方気象台	防災管理官	新 出 祥 文
東海総合通信局	総務課長	古 田 和 則
愛知労働局	安全課長	三 好 了
中部地方整備局	名古屋国道事務所長	島 村 喜 一
愛知県	広報広聴課長	酒 井 宣 江
	交通対策課長	中 川 義 仁
	県民生活課長	柴 田 敏 行
	地域安全課長	落 合 齊
	学事振興課私学振興室長	八 神 秀 之
	消防保安課長	村 上 倫 正
	医務国保課長	長 谷 川 勢 子
	子育て支援課長	渡 辺 裕 香
	高齢福祉課長	土 屋 仁
	産業振興課長	太 田 義 孝
	産業科学技術課長	中 島 紳 裕
	都市計画課長	横 山 甲 太 郎
	都市整備課長	水 野 貢
	公園緑地課長	風 間 一
	道路維持課長	山 田 哲 夫
道路建設課長	小 川 秀 史	
愛知県教育委員会	生涯学習課長	富 田 正 美
	高等学校教育課長	柴 田 悦 巳
	義務教育課長	柵 木 智 幸
	特別支援教育課長	吉 田 伸 一
	保健体育スポーツ課長	霊 池 恵 量
	健康学習室長	黒 沢 正 行
愛知県警察本部	交通総務課長	本 田 俊 彦
	交通指導課長	土 屋 人 士
	交通捜査課長	水 上 洋 樹
	交通規制課長	西 村 仁 崇
	運転免許課長	山 口 兼 司
名古屋市	地域安全推進課長	河 瀬 正 訓
	道路維持課長	西 尾 一 郎
	街路計画課長	谷 口 敏 明
	救急課長	南 濱 繁 典
名古屋市教育委員会	指導室長	三 浦 友 久
東海旅客鉄道株式会社	総務課長	濱 崎 修
	踏切保安担当課長	塚 野 達 也
中日本高速道路株式会社	交通管制チームリーダー	内 田 忠 男
愛知県道路公社	工務課長	中 野 錦 也
名古屋高速道路公社	交通管理課長	稲 垣 了 史

愛知県交通安全条例をここに公布する。

愛知県交通安全条例

道路交通は、私たちの日常生活や経済活動の基盤であり、私たちは、道路交通の発達により利便性等の多くの恩恵を受けている。

しかし、その一方で、本県では、交通事故が多発し、毎年多くの人命が失われている。一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすることは、県民の切なる願いである。

交通事故の防止については、これまでも様々な取組が行われてきており、それらの取組により、交通事故の発生件数は減少してきているが、なお依然として多数の交通事故が発生する状況が続いている。

交通事故をなくするためには、私たち一人一人が、交通事故の被害者の存在に思いをいたし、人命の尊重を最優先にして、交通の安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、道路交通の安全（以下「交通の安全」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通の安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者等が一体となって行う交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通の安全は、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指すことにより確保されなければならない。

2 交通の安全は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）の交通事故のない社会の実現を目指した自主的な取組が促進されることにより確保されなければならない。

3 交通の安全は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び県民等の組織する交通の安全に関する活動を行う団体（以下「交通安全関係団体」という。）が相互に連携を図りながら協力して一体となって取り組むことにより確保されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、交通の安全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村に対する協力等)

第4条 県は、市町村が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

2 県は、交通安全関係団体が行う交通の安全に関する活動を促進するため、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における交通の安全の確保に自ら努めるとともに、県が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員に対する交通の安全に関する教育の実施その他の交通の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の高齢者等の安全な通行への配慮)

第7条 県民は、高齢者、障害者並びに児童、生徒及び幼児（以下「高齢者等」という。）の交通の安全を確保するため、高齢者等が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

(県民の自転車の安全な利用)

第8条 県民は、自転車を利用するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等その安全な利用に努めなければならない。

(県民等の飲酒運転の根絶のための取組)

第9条 県民等は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、家庭、職場及び地域において、飲酒運転を根絶するための取組を行うよう努めなければならない。

2 酒類を提供する飲食店を営む者は、飲酒運転の根絶を呼び掛けるポスター等を客の見やすい場所に掲示する等の取組を行うことにより客の飲酒運転が根絶されるよう努めなければならない。

(交通の安全に関する県民運動の推進)

第10条 県は、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び交通安全関係団体と連携して、交通の安全に関する県民運動(以下「県民運動」という。)を推進するものとする。

(交通事故死ゼロの日)

第11条 交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として、交通事故死ゼロの日を設ける。

2 交通事故死ゼロの日は、毎月10日、20日及び30日とする。

3 県は、交通事故死ゼロの日には、交通死亡事故の防止を図るための県民運動を推進するものとする。

(道路交通環境の整備)

第12条 県は、交通の安全の確保に必要な道路交通環境の整備を図るため、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、交通の規制及び管制の合理化、道路の使用の適正化等の措置を講ずるものとする。

2 県は、住宅地、商店街、学校の周辺等の道路について前項に規定する措置を講ずるに当たっては、歩行者、特に高齢者等の保護が図られるように配慮するものとする。

(交通の安全に関する教育の推進)

第13条 県は、県民が、交通の安全を確保することの重要性について理解を深めるとともに、そのための行動をすることができるよう、家庭、学校、職場等における交通の安全に関する教育を推進するものとする。

(交通の安全に関する広報及び啓発)

第14条 県は、高齢者等の交通の安全の確保の徹底、自転車の安全な利用、飲酒運転の根絶、自動車の全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底、チャイルドシートの適切な使用その他の交通の安全に関し必要な事項について広報及び啓発を行うものとする。

(交通事故による死者が多数となった場合における警報の発令等)

第15条 知事は、県内において交通事故による死者が多数となり、県民等に対し注意を喚起するため必要があると認めるときは、その状況を周知するための警報を発するとともに、市町村、関係行政機関、交通安全関係団体等と連携して交通事故を防止するための総合的かつ集中的な対策を実施するものとする。

(交通の安全に関する技術の研究開発の促進等)

第16条 県は、自動車の安全な運転を支援し、又は交通事故の発生時における被害の軽減に資する技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、交通の安全に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。